

Jスクエア家族支援共済制度 新規加入・更新手続きのご案内

2025年

お申込みは
50ページを
ご覧ください。

Jスクエア家族支援共済制度は
JTB共済組合員とその家族だけが加入できる
JTB共済組合独自の保険制度です。

ライフサポートプラン (団体定期保険)

死亡・高度障害時に残された
ご家族の生活を守る

共済医療保障プラン (団体総合生活補償保険)

ご本人およびご家族の病気や
ケガによる入院費・手術費
に備える

長期所得補償プラン (団体長期障害所得補償保険)

180日を超える長期休職の
場合に喪失する所得を
補償する

NEW

がん・生活総合補償プラン (団体総合生活保険)

ご本人およびご家族の生活に
おける様々なリスクに
備える

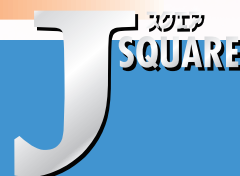
「ライフサポートプラン」「共済医療保障プラン」「長期所得補償プラン」

申込締切日 **2024年10月22日(火)**

「がん・生活総合補償プラン」

申込締切日 **2024年11月15日(金)**

JTB共済組合



Jスクエア 家族支援共済制度

制度内容

加入対象

万一、死亡された場合・
所定の高度障害状態に
なられた場合に備えて

ライフサポート
プラン

遺族保障

本 人
配 偶
こ ど も

病気・ケガによる
入院費・手術費に
備えて

共済医療保障
プラン

入院補償

本 人
配 偶
こ ど も

病気・ケガによる
長期休職に
備えて

長期所得補償
プラン

休業補償

本 人

がん・ケガ・事故など
生活における
様々なリスクに
備えて

がん・生活総合
補償プラン

団体総合生活保険

本 人
配 偶
こ ど も

※補償内容により
異なります

Jスクエア家族支援共済制度

ライフサポートプラン

共済医療保障プラン

長期所得補償プラン

がん・生活総合補償プラン

申込方法

保障額について

加入期間

掲載ページ

- 本人は5,000万円～300万円(100万円刻み)、配偶者は3,000万円～200万円(100万円刻み)、こどもは400万円～100万円(100万円刻み)の保険金ランクがあります。上記からご希望の保険金額をお選びください。
- 保険金額には加入限度額があります。限度額を超えてのご加入はできませんのでご注意ください。([申込書兼告知書]をご提出ください。)
- ※保障額と掛金、加入上限については、9ページ～11ページおよび13ページをご覧ください。
- ※加入限度額に該当される方は自動減額のお取扱いがあります。詳細は13ページをご確認ください。

在職中
ご退職後
年齢70歳6カ月まで

※ただし、年齢65歳6カ月超の方は
継続加入のみとなります。
(年齢は効力発生日現在)

P7～P15

- 入院給付金(日額)により4パターン(A:10,000円、B:8,000円、C:5,000円、D:3,000円)をご用意しております。
- 共済組合員本人・配偶者はA～D、こどもはC・Dよりご選択いただけます。
- ※入院給付金(日額)と掛金については、P18をご覧ください。

在職中
ご退職後

ただし、
生後15日以上89歳以下

P17～P20
P25

- 共済組合員本人のみご加入いただけます。
- 給付金月額5万円・10万円・15万円・20万円(1口・2口・3口・4口)の4パターンよりご選択いただけます。
- 病気・ケガなどによる就業障害を、就業障害発生から180日経過後より職場に復帰するまでの期間、最長60歳まで(精神障害による就業障害の場合は最長2年)補償します。
- ※給付金額と掛金については、P21をご覧ください。

在職中
契約始期日時点で
満59歳まで

※ただし、JTB共済組合員に限りです。

P21～P25

- がん補償：がん診断保険金額100万円
- 傷害補償：通院保険金日額500円～
- 介護補償：一時払金介護補償保険金額300万円
：年金払介護補償保険金額(月額)40万円～
- 個人賠償責任：国内1億円または無制限、国外1億円
- 所得補償：所得補償保険金額(月額)1万円
- お子さまに関する補償：育英費用保険金額600万円～

※上記は主なものです。また各補償によって、保険の対象となる方(被保険者)の範囲や補償内容、保険金額が異なります。詳しくは該当ページをご覧ください。

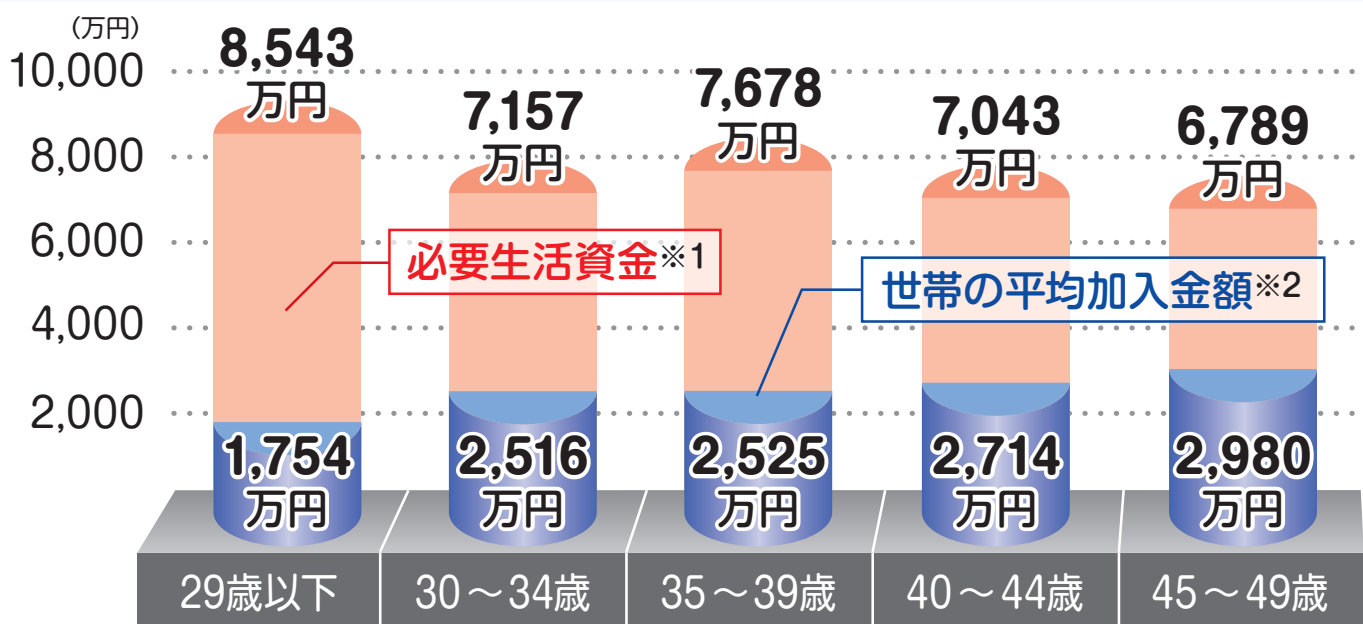
在職中
ご退職後

ただし、
介護補償:40歳から84歳(年金払介護は40歳から80歳まで更新のみ84歳まで)
所得補償:15歳以上
がん補償:満5歳以上満89歳以下
お子さまに関する補償:満23歳未満の方、または、満23歳以上で学校に在籍している方

※詳しい条件は各補償の該当ページをご確認ください。

P26～P49

あなたに「もしも」の時、ご家族の



入社を機に最低限の保障の確保を！

ご夫婦だけの生活期！
配偶者に対する責任も！

こどもの誕生を機に
ズシリと重い責任感！



入 社

結 婚

こどもの誕生

こどもの
小・中学校入学

必要生活資金※1と世帯の平均加入金額※2の実態(年代別)

※1 「世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族のために必要と考える生活資金・年数はどのくらいか」という質問に対する回答(年間)

※2 普通死亡保険金を受取れる生命保険に加入している各世帯における、その保障合計金額の平均額です。(全生保)

(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

がん補償 がんのリスクに備える

がんと診断されて治療のために入院した…

【医療費・自己負担額の例】(胃がんで15日間入院したケース)*1

医療費の自己負担額 176,620円
差額ベッド代他 133,000円

合計 約 **30.9万円**

がん診断保険金があれば、あらゆる費用に活用できます！

【保険金お支払い事例】 **がんと診断された場合**

<がん診断保険金> **100万円** がん診断保険金
100万円プラン

30歳(男女共通)の場合

保険料は月々 **340円**
※G2タイプ(組合員)の場合

*1 出典：(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成
※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与と所得者の例。医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。公的医療保険については「公的医療保険とは」をご参照ください。
※ご加入タイプや診断・治療内容により、上記のがん診断保険金以外の保険金もお支払いの対象となる場合があります。

傷害補償 ケガ

事故に注意していても…

交通事故によるケガの事

1,000万円

入院・通院などへの資金

【保険金お支払い事例】

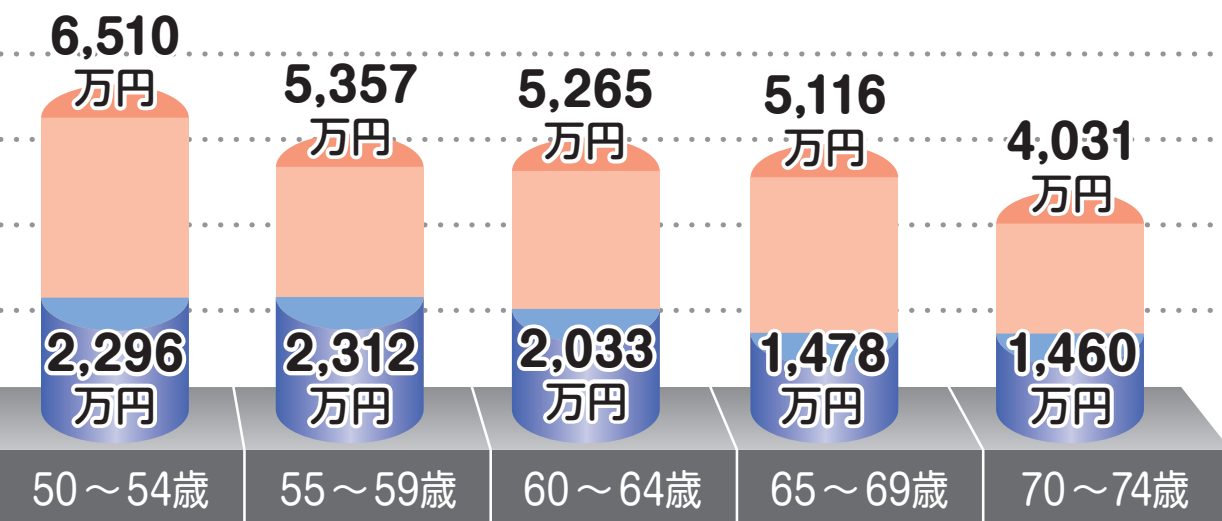
交通事故で20日間入院、
KS1タイプ(組合員)の場合

<受取保険金額> **14万円**

年齢一律/男女共通

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際
*1 出典：警察庁交通局「令和3年中の交通事故の発生状況」

暮らしを守ることができますか？



支出が大きくなる
責任の重い世代！

夫婦のみの生活期間、
退職後も考慮したゆとり生活を



こどもの
高校・大学入学

こどもの
独立・結婚

老後の備え

必要額×必要年数)の平均値です。

ガへの備え

事故率
10人あたり 約 **2.4**人 ^{*1}

準備があると安心です！

60日間通院

入院保険金日額 2,800円
通院保険金日額 1,400円

保険料は月々 **220円**

に発生したものではありません。
総務省統計局「人口推計」(令和3年)をもとに東京海上日動にて作成

個人賠償責任 加害者になった場合に備える

自転車を運転中に歩行者と接触してケガをさせた・

<高額賠償事例>

9,521万円

加害者への支払い命令 ^{*1}

もしも加害者になってしまった場合に備えられます！

他にもこんなリスクが！

子どもが店の商品を
壊してしまった

飼い犬が他人に
かみつキケガをさせた

等

年齢一律/男女共通

保険料は月々 **150円**

※KBタイプ(組合員)の場合

*1 神戸地方裁判所、2013年7月4日判決事例

年齢・家族構成による加入例

※以下の保険金額はあくまでも参考値として記載しております。
詳しくは各商品のページにてご確認ください。

※ライフサポートプランの年齢は、保険年齢となります。(保険年齢につきましては、11ページをご覧ください。)また、ライフサポートプランのこどもの掛金は確定掛金です。

Aさん(23歳女性)の場合

		死亡保険金額 (高度障害保険金額)	月払掛金 (概算)
ライフサポート プラン	本人	3,000万円	1,490円

		入院給付金(日額)	月払掛金
共済医療 保障プラン	本人	5,000円	650円

		給付金額(月額)	月払掛金
長期所得 補償プラン	本人	5万円 (1口)	196円

		保険金額	月払掛金
がん・生活総合 補償プラン 個人賠償責任	本人 (家族型)	国内:無制限 国外:1億円	170円
がん補償 G1タイプ	本人	100万円	150円

家族に迷惑をかけないよう、死亡保障や入院補償について準備しておこう。

合計月払掛金2,656円
(概算)

Bさん(28歳男性)の場合 配偶者(28歳女性)

		死亡保険金額 (高度障害保険金額)	月払掛金 (概算)
ライフサポート プラン	本人 配偶者	5,000万円 1,000万円	3,672円 496円

		入院給付金(日額)	月払掛金
共済医療 保障プラン	本人 配偶者	5,000円 3,000円	810円 490円

		給付金額(月額)	月払掛金
長期所得 補償プラン	本人	10万円 (2口)	614円

		保険金額	月払掛金
がん・生活総合 補償プラン 個人賠償責任	本人 (家族型)	国内:無制限 国外:1億円	170円
がん補償 G1タイプ	本人 配偶者	100万円 100万円	230円 230円

パートナーに対する責任も考えなくてはいけない。長期間仕事ができなかった場合にも備えが必要だ。

合計月払掛金6,712円
(概算)



Cさん(35歳男性)の場合 配偶者(31歳女性)・子ども(3歳)

		死亡保険金額 (高度障害保険金額)	月払掛金 (概算)
ライフサポート プラン	本 人	5,000万円	3,672円
	配偶者	1,500万円	745円
	子ども	400万円	302円
		入院給付金(日額)	月払掛金
共済医療 保障プラン	本 人	8,000円	1,540円
	配偶者	5,000円	940円
	子ども	3,000円	790円
		給付金額(月額)	月払掛金
長期所得 補償プラン	本 人	20万円 (4口)	1,584円
		保険金額	月払掛金
がん・生活総合 補償プラン 個人賠償責任 ＋ 弁護士費用	本 人 (家族型)	国内:無制限 国外:1億円	320円
	本 人 (家族型)	300万円	
	本 人 配偶者	100万円 100万円	550円 400円
	子ども	125万円	750円

万一のとき、子どもが大きくなるまでは妻の負担はできるだけ少なくしてやりたい。

合計月払掛金11,593円
(概算)

Dさん(44歳男性)の場合 配偶者(44歳女性)・子ども(17歳)(12歳)

		死亡保険金額 (高度障害保険金額)	月払掛金 (概算)
ライフサポート プラン	本 人	5,000万円	6,102円
	配偶者	1,500万円	1,425円
	子ども ×2人	400万円	604円
		入院給付金(日額)	月払掛金
共済医療 保障プラン	本 人	10,000円	1,920円
	配偶者	8,000円	1,530円
	子ども ×2人	3,000円	720円
		給付金額(月額)	月払掛金
長期所得 補償プラン	本 人	20万円 (4口)	2,272円
		保険金額	月払掛金
がん・生活総合 補償プラン 個人賠償責任 ＋ 弁護士費用	本 人 (家族型)	国内:無制限 国外:1億円	320円
	本 人 (家族型)	300万円	
	本 人 配偶者	100万円 100万円	760円 760円
	子ども ×2人	125万円	1,500円
がん補償 G1タイプ	本 人	100万円	760円
	配偶者	100万円	760円
子ども傷害補償 Pタイプ	子ども	125万円	1,500円
介護補償 (一時払金介護)	本 人	300万円	70円

まだまだお金もかかるし、そろそろ健康も気になる。しっかり補償(保障)を確保しておこう。

合計月払掛金17,983円
(概算)

*子ども傷害補償には個人賠償責任(家族型)が国内外1億円でございます。

ライフサポートプラン

団体定期保険

専用webサイトにて
ご自身でお手続きください。

加入内容を変更されない場合も全員、
専用webサイトにて申込意思の確認入
力を行ってください。
専用web サイトからお手続きができな
い方は、別配の「申込書のご提出にあ
たって」を参照のうえお手続きください。

特 長

- 1 団体保険としての割引が適用された掛金です。
- 2 1年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。
(ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。)

- 3 剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
過去3年間の配当実績

2021年度*1	2022年度*2	2023年度*3
約30.40%	約42.91%	約36.35%

※上記は年間払込掛金に対する配当金の割合を示しています。
また、過年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

保険金支払実績

過去3年間の保険金お支払い状況

2021年度*1	2022年度*2	2023年度*3
16件	9件	7件
1億1,200万円	6,100万円	7,702万円

*1 保険期間:2021年1月1日～2021年12月31日

*2 保険期間:2022年1月1日～2022年12月31日

*3 保険期間:2023年1月1日～2023年12月31日

- 4 保険金受取方法は、一時金と年金払を自由な組合せで選択が可能です。
保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金払として受取ることを選択いただくことができます。
※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。
※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金払として受取ることを選択いただくことができません。

保険金受取方法

全額一時金	保険金請求時に全額一括で受取りいただけます。
全額年金払	ご遺族が指定された受取期間に応じて、保険金全額を分割して受取りいただけます。
一時金+年金払	保険金の一部を一時金としてお支払いし、残りを分割して受取りいただけます。

◆保険金受取方法例

	一時金 一時金受取り	年金払 年金払受取り	総受取金額
全額一時金	2,000万円		2,000万円
全額年金払		年金払月額換算 約17.1万円 年金払原資2,000万円 (10年確定・定額型)	約2,060万円
一時金+年金払	1,000万円	年金払月額換算 約16.7万円 年金払原資1,000万円 (5年確定・定額型)	約2,007万円

※上記の年金額は、2024年4月12日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が更新後の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)に基づき計算しております。
実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の引受保険会社各社の基礎率(予定利率等)および引受割合をもとに計算されるため、金融情勢等によっては、上記の年金額が増減することがあります。

「一時金」と「年金払」の必要性

保険金の「一時金」と「年金払」では用途が異なります。

一時金 万が一の場合の緊急資金…ローン返済資金・お子さまの入学費など

年金払 月々の生活資金を補完…月々の生活費・お子さまの月々の教育費など

制度内容等の詳細につきましては、13ページ～14ページの「取扱内容」をご確認ください。

- 5 ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。ただし、年齢による制限の範囲内となります。
- 6 健康状態等の告知によるお申込み
医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 7 退職後の保障もカバー
退職後の継続加入ができます。(ただし、退職後の保障には一部条件があります。)
※詳細は、12ページをご覧ください。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。
・死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄**
- ☐ 保障内容はニーズに合致していますか。
 - ☐ ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご確認ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら



保障開始日(効力発生日)と申込締切日
保障開始日(効力発生日):2025年1月1日
申込締切日:2024年10月22日(火)

別冊の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。

また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。

なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用Webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

重要

- 更新日現在で、9ページ～10ページに記載の保険金ランク以外にご加入の方は、〔本人5,000万円～300万円、配偶者3,000万円～200万円〕の保険金ランクへご変更ください。(100万円単位でお選びください。)
 - 死亡保険金受取人を「ハイグウシャ」と指定されている方は、死亡保険金受取人を個人名へ変更いただく必要がありますので、「死亡保険金受取人指定書」を東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部へご請求のうえ、ご提出ください。
 - 死亡保険金受取人の氏名をカタカナ(個人名)で指定され、かつ、「続柄」に「9」と指定されている方は、正しい続柄コードへ修正いただく必要がありますので、「死亡保険金受取人指定書」を東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部へご請求のうえ、ご提出ください。
- なお、「孫」を指定される場合は、「死亡保険金受取人指定書」の所定の欄に「孫」とご記入ください。

保障額と掛金

ご注意 更新日現在で、以下の保険金ランク以外にご加入の方は、100万円単位の★保険金額200万円につきましては、配偶者のみ選択が可能です。

男性

(掛金の単位：円)

対 象	死亡 保険金額 (高度障がい 保険金額)	月払掛金 (概算)						
		保険年齢						
		15歳～35歳 (1989.7.2 生 ～2010.7.1 生)	36歳～40歳 (1984.7.2 生 ～1989.7.1 生)	41歳～45歳 (1979.7.2 生 ～1984.7.1 生)	46歳～50歳 (1974.7.2 生 ～1979.7.1 生)	51歳～55歳 (1969.7.2 生 ～1974.7.1 生)	56歳～60歳 (1964.7.2 生 ～1969.7.1 生)	61歳～65歳 (1959.7.2 生 ～1964.7.1 生)
本 人	5,000万円	3,672	4,590	6,102	8,586	12,366		
	4,900万円	3,598	4,498	5,979	8,414	12,118		
	4,800万円	3,525	4,406	5,857	8,242	11,871		
	4,700万円	3,451	4,314	5,735	8,070	11,624		
	4,600万円	3,378	4,222	5,613	7,899	11,376		
	4,500万円	3,304	4,131	5,491	7,727	11,129		
	4,400万円	3,231	4,039	5,369	7,555	10,882		
	4,300万円	3,157	3,947	5,247	7,383	10,634		
	4,200万円	3,084	3,855	5,125	7,212	10,387		
	4,100万円	3,011	3,763	5,003	7,040	10,140		
	4,000万円	2,937	3,672	4,881	6,868	9,892		
	3,900万円	2,864	3,580	4,759	6,697	9,645		
	3,800万円	2,790	3,488	4,637	6,525	9,398		
	3,700万円	2,717	3,396	4,515	6,353	9,150		
	3,600万円	2,643	3,304	4,393	6,181	8,903		
	3,500万円	2,570	3,213	4,271	6,010	8,656		
	3,400万円	2,496	3,121	4,149	5,838	8,408		
	3,300万円	2,423	3,029	4,027	5,666	8,161		
	3,200万円	2,350	2,937	3,905	5,495	7,914		
	3,100万円	2,276	2,845	3,783	5,323	7,666		
本 人 配 偶 者	3,000万円	2,203	2,754	3,661	5,151	7,419	10,594	
	2,900万円	2,129	2,662	3,539	4,979	7,172	10,241	
	2,800万円	2,056	2,570	3,417	4,808	6,924	9,888	
	2,700万円	1,982	2,478	3,295	4,636	6,677	9,535	
	2,600万円	1,909	2,386	3,173	4,464	6,430	9,182	
	2,500万円	1,836	2,295	3,051	4,293	6,183	8,829	
	2,400万円	1,762	2,203	2,928	4,121	5,935	8,475	
	2,300万円	1,689	2,111	2,806	3,949	5,688	8,122	
	2,200万円	1,615	2,019	2,684	3,777	5,441	7,769	
	2,100万円	1,542	1,927	2,562	3,606	5,193	7,416	
	2,000万円	1,468	1,836	2,440	3,434	4,946	7,063	
	1,900万円	1,395	1,744	2,318	3,262	4,699	6,710	
	1,800万円	1,321	1,652	2,196	3,090	4,451	6,356	
	1,700万円	1,248	1,560	2,074	2,919	4,204	6,003	
	1,600万円	1,175	1,468	1,952	2,747	3,957	5,650	
	1,500万円	1,101	1,377	1,830	2,575	3,709	5,297	
	1,400万円	1,028	1,285	1,708	2,404	3,462	4,944	
	1,300万円	954	1,193	1,586	2,232	3,215	4,591	
	1,200万円	881	1,101	1,464	2,060	2,967	4,237	
	1,100万円	807	1,009	1,342	1,888	2,720	3,884	
	1,000万円	734	918	1,220	1,717	2,473	3,531	5,378
	900万円	660	826	1,098	1,545	2,225	3,178	4,840
	800万円	587	734	976	1,373	1,978	2,825	4,302
	700万円	514	642	854	1,202	1,731	2,472	3,764
	600万円	440	550	732	1,030	1,483	2,118	3,227
	500万円	367	459	610	858	1,236	1,765	2,689
	400万円	293	367	488	686	989	1,412	2,151
	300万円	220	275	366	515	741	1,059	1,613
	★200万円	146	183	244	343	494	706	1,075

●保険年齢66歳～70歳の方の保障額および掛金につきましては、13ページ【■加入限度額】をご覧ください。

保険金ランク (本人5,000万円～300万円、配偶者3,000万円～200万円) へご変更ください。

女性

(掛金の単位: 円)

対象	死亡 保険金額 (高度障がい 保険金額)	月払掛金 (概算)						
		保険年齢						
		15歳～35歳 (1989.7.2 生 ～2010.7.1 生)	36歳～40歳 (1984.7.2 生 ～1989.7.1 生)	41歳～45歳 (1979.7.2 生 ～1984.7.1 生)	46歳～50歳 (1974.7.2 生 ～1979.7.1 生)	51歳～55歳 (1969.7.2 生 ～1974.7.1 生)	56歳～60歳 (1964.7.2 生 ～1969.7.1 生)	61歳～65歳 (1959.7.2 生 ～1964.7.1 生)
本人	5,000万円	2,484	3,942	4,752	6,534	8,748		
	4,900万円	2,434	3,863	4,656	6,403	8,573		
	4,800万円	2,384	3,784	4,561	6,272	8,398		
	4,700万円	2,334	3,705	4,466	6,141	8,223		
	4,600万円	2,285	3,626	4,371	6,011	8,048		
	4,500万円	2,235	3,547	4,276	5,880	7,873		
	4,400万円	2,185	3,468	4,181	5,749	7,698		
	4,300万円	2,136	3,390	4,086	5,619	7,523		
	4,200万円	2,086	3,311	3,991	5,488	7,348		
	4,100万円	2,036	3,232	3,896	5,357	7,173		
	4,000万円	1,987	3,153	3,801	5,227	6,998		
	3,900万円	1,937	3,074	3,706	5,096	6,823		
	3,800万円	1,887	2,995	3,611	4,965	6,648		
	3,700万円	1,838	2,917	3,516	4,835	6,473		
	3,600万円	1,788	2,838	3,421	4,704	6,298		
	3,500万円	1,738	2,759	3,326	4,573	6,123		
	3,400万円	1,689	2,680	3,231	4,443	5,948		
	3,300万円	1,639	2,601	3,136	4,312	5,773		
	3,200万円	1,589	2,522	3,041	4,181	5,598		
	3,100万円	1,540	2,444	2,946	4,051	5,423		
配偶者	3,000万円	1,490	2,365	2,851	3,920	5,248	6,577	
	2,900万円	1,440	2,286	2,756	3,789	5,073	6,357	
	2,800万円	1,391	2,207	2,661	3,659	4,898	6,138	
	2,700万円	1,341	2,128	2,566	3,528	4,723	5,919	
	2,600万円	1,291	2,049	2,471	3,397	4,548	5,700	
	2,500万円	1,242	1,971	2,376	3,267	4,374	5,481	
	2,400万円	1,192	1,892	2,280	3,136	4,199	5,261	
	2,300万円	1,142	1,813	2,185	3,005	4,024	5,042	
	2,200万円	1,092	1,734	2,090	2,874	3,849	4,823	
	2,100万円	1,043	1,655	1,995	2,744	3,674	4,604	
	2,000万円	993	1,576	1,900	2,613	3,499	4,384	
	1,900万円	943	1,497	1,805	2,482	3,324	4,165	
	1,800万円	894	1,419	1,710	2,352	3,149	3,946	
	1,700万円	844	1,340	1,615	2,221	2,974	3,727	
	1,600万円	794	1,261	1,520	2,090	2,799	3,507	
	1,500万円	745	1,182	1,425	1,960	2,624	3,288	
	1,400万円	695	1,103	1,330	1,829	2,449	3,069	
	1,300万円	645	1,024	1,235	1,698	2,274	2,850	
	1,200万円	596	946	1,140	1,568	2,099	2,630	
	1,100万円	546	867	1,045	1,437	1,924	2,411	
	1,000万円	496	788	950	1,306	1,749	2,192	2,894
	900万円	447	709	855	1,176	1,574	1,973	2,604
	800万円	397	630	760	1,045	1,399	1,753	2,315
	700万円	347	551	665	914	1,224	1,534	2,026
	600万円	298	473	570	784	1,049	1,315	1,736
	500万円	248	394	475	653	874	1,096	1,447
	400万円	198	315	380	522	699	876	1,157
	300万円	149	236	285	392	524	657	868
	★200万円	99	157	190	261	349	438	578

●保険年齢66歳～70歳の方の保障額および掛金につきましては、13ページ【加入限度額】をご覧ください。

こども

(掛金の単位:円)

対象	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払掛金(確定)
		保険年齢
こども		3歳～22歳 (2002.7.2生 ～2022.7.1生)
	400万円	302
	300万円	226
	200万円	151
	100万円	75

●本人の保険年齢66歳～70歳の方のこどもの保障額は13ページ【加入限度額】をご覧ください。

●掛金は毎月の給与から控除します。(第1回目は2025年1月給与から)

●《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は2025年1月1日)から適用します。

なお、掛金は、加入者数(被保険者数)が所定の人数に達した場合に適用される特別優良割引・健康経営割引が適用されています。万一、加入者数(被保険者数)が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、掛金が高くなります。

また、掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。

《こども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。

●記載の掛金は、確定掛金を含め、2024年7月5日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

●9ページ～11ページ・13ページの掛金には、右記の金額が「制度運営費」として含まれております。：保険料の8%(円未満切捨て)

●当ライフサポートプランにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

(例:19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

あなたの必要保障額を簡単にシミュレーション

自分に万一のことがあった場合、残されたご家族が経済的に困らないようにするためには、
いったいいくら準備しておけばいいのでしょうか？
そんな疑問に「みらいコンサルタント」がお応えします。
簡単な情報を入力するだけで、必要保障額やあなたにおすすめのプランを
ご覧いただけます。ぜひお試しください。

go!

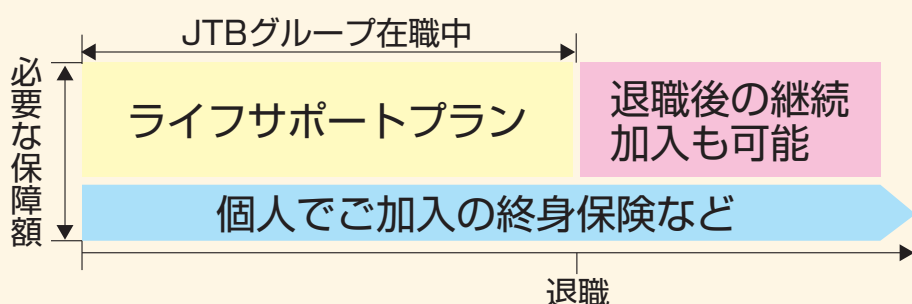
https://www.nissay.co.jp/othersite/mirai_consultant/

「みらいコンサルタント」へLet's go!

退職後継続加入の取扱いについて

退職後も継続加入できます！

- 本人は、年齢満40歳以上の場合、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額(※)で、退職後も年齢70歳6カ月まで継続加入することができます。
- 配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額(※)で、年齢70歳6カ月まで継続加入することができます。
- こどもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額(※)で、年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。



(※)年齢によって加入できる保険金額に制限があります。13ページの【■加入限度額】をご覧ください。

退職後継続の場合、本人(年齢60歳6カ月以下の方も)・配偶者の加入保険金額の上限は1,000万円です。

また、退職時に加入していた保障額が100万円単位ではない場合、それ以下の100万円単位の保障額に減額していただく必要があります。

*本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

*掛金は、1年ごとに所定の口座から振替えます。(今回は1月6日(予定))

*年齢は保障開始日(効力発生日)現在の年齢です。

ライフサポートプラン 退職等による脱退にともなう個人保険商品のご案内

退職等の事由によりライフサポートプランを脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。

ただし、個人保険へのご加入手続き(申込書提出(*))を、ライフサポートプランの脱退日から1カ月以内に完了する必要があります。

(*)一時払の場合には、保険料のお払込みも必要です。

※終身保険・養老保険・一時払終身保険では、高度障がい保険金はお支払いの対象となりません。

※ライフサポートプランに加入されている配偶者さま・お子さまについても、当取扱いの対象となります。

※保険商品ごとに、保険金額・契約年齢の制限がありますので、ご加入になれない場合があります。詳細はお手続き時に裏表紙に記載の団体窓口(東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部)までご確認ください。

ライフサポートプラン

取扱内容

■加入資格

以下の加入資格の他、専用webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は保障開始日(効力発生日)現在の年齢です。

- 《本人》JTB共済組合員の方で
新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。
- 《配偶者》本人の配偶者の方で
新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。
- 《子ども》本人の扶養する子ども(※)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
(※)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうちに子に関する規定を準用します。

【退職後の継続加入について】

この保険契約には、退職後の継続加入制度があります。詳細は12ページをご覧ください。

（ご注意）

- (1)ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- (2)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- (3)配偶者・子どものみで加入することはできません。
- (4)配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- (5)保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- (6)本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。

■保険期間

保険期間は保障開始日(効力発生日)～2025年12月31日までです。以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

■この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分掛金を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)

■加入限度額

加入限度額があります。限度額を超えてのご加入はできませんのでご注意ください。

- 本人
55歳6カ月までの方(1969.7.2生以降) ……………5,000万円
55歳6カ月超60歳6カ月以下の方(1964.7.2生～1969.7.1生) ……3,000万円
60歳6カ月超65歳6カ月以下の方(1959.7.2生～1964.7.1生) ……1,000万円
65歳6カ月超70歳6カ月以下の方(1954.7.2生～1959.7.1生) ……300万円 月掛金(概算) 男性:2,381円 女性:1,163円
- 配偶者
更新日時時点の本人・配偶者それぞれの年齢によって加入限度額が決まります。更新日時時点の本人の年齢が、上記加入限度額となる場合、配偶者の加入保険金額は、本人と同額もしくはそれ以下となります。
 - ・60歳6カ月までの方(1964.7.2生以降) ……………3,000万円
 - ・《本人》の年齢が65歳6カ月以下かつ、配偶者の年齢が60歳6カ月超65歳6カ月以下(1959.7.2生～1964.7.1生)の場合 ……………1,000万円
 - ・《本人》の年齢が60歳6カ月超65歳6カ月以下かつ、配偶者の年齢が60歳6カ月以下(1964.7.2生以降)の場合 ……………1,000万円
 - ・《本人》の年齢が65歳6カ月超かつ、配偶者の年齢が65歳6カ月以下(1959.7.2生以降)の場合 ……………300万円
 - ・《本人》の年齢に関わらず、配偶者の年齢が65歳6カ月超70歳6カ月以下(1954.7.2生～1959.7.1生)の場合 ……………200万円 月掛金(概算) 男性:1,587円 女性:775円
- 子ども
・《本人》の年齢が65歳6カ月超の場合 ……………300万円

【ご注意】「自動減額の取扱いについて」

更新日時時点で上記加入限度額に該当される方は、「申込書兼告知書」のご提出がない場合でも自動的に制限範囲内の最高保険金額に減額して継続されます。それ以下の保険金額へ変更を希望される方は、必ず「申込書兼告知書」をご提出ください。

掛金については、9ページ～11ページをご覧ください。

■掛金

掛金は毎月の給与から控除します。(第1回目は2025年1月給与から)

■受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

■税務上のお取扱い

〔掛金〕

- 制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。
- 主契約および子ども特約の実質掛金(掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
 - ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。(https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/)
 - ※一般生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
 - ※当ライフサポートプラン以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当ライフサポートプランのみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

〔保険金〕

- 死亡保険金
《本人》 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
- 《配偶者・子ども》 本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

- 高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。

〔年金〕

- 年金…(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額＝(年金年額＋年金開始後配当金)－必要経費※

$$\text{※必要経費} = \frac{\text{年金年額}}{(\text{除配当金})} \times \frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$$

税務の取扱い等について、2024年4月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

■配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

■保険金のお支払事由

〔死亡保険金〕

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

〔高度障がい保険金〕

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(※1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(※2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものと取扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(※1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(※2)対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい(視力障がい)

(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはしゃくの障がい

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障がい、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不能となり、その回復の見込のない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合

(2) 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

■保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

●引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。

・保険契約者・被保険者の故意。

・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。

・戦争その他の変乱。(*2)

(*)1 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

(*)2 ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少なく引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

●高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(*1)時以後に生じた場合にかぎります。

(原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)

したがって、原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

●告知義務違反による解除の場合

ご加入(*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(*1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

●詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

●不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

●保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

●重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなる

ていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。

② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。

③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。

(ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

■保険金の年金払受取り

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金払として受取ることを選択いただくことができます。

※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。

※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金払として受取ることを選択いただくことができません。

年金払の種類 種類 受取期間	年金払の型	年金払受取り	年金払受取開始日	一括受取請求	年金払受取人が死亡した場合
確定年金	5年	定額型 以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り(6か月ごと) ③年4回受取り(3か月ごと)	以下のいずれかを選択 2月1日 5月1日 8月1日 11月1日	年金払受取人の請求によって年金払受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金払受取人の相続人にお支払いします。
	10年				
	15年				
	20年				

【年金払受取開始日後の配当金のお受取方法について】

・年金払受取開始日後の配当金のお受取方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただけます。

○年金払とともに受取する方法

○年金払の買増にあてる方法

○利息をつけて積立てる方法

【年金基金設定日から年金払受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について】

・所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金払受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。

(*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

※第1回年金払年額が30万円未満となる場合は、年金払でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)

※年金払受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金払年額40万円以上での設定が必要となります。

■制度運営および引受保険会社

●当制度はJTB共済組合が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。

●この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】

日本生命保険相互会社(幹事会社)
第一生命保険株式会社 住友生命保険相互会社
明治安田生命保険相互会社 大同生命保険株式会社
ソニー生命保険株式会社 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
アクサ生命保険株式会社 大樹生命保険株式会社
太陽生命保険株式会社

(2024年4月5日現在)

「障がい」の表記

当パンフレット(ライフサポートプラン部分)では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

ライフサポートプラン

【お申込み手続き】

専用webサイトにてご自身でお手続きください。加入内容を変更されない場合も全員、専用webサイトにて申込意思の確認入力を行ってください。専用webサイトからお手続きができない方は、別配の「申込書のご提出にあたって」を参照のうえお手続きください。

●新規に加入される方

専用webサイトからお手続きください。

本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」を東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部へご請求のうえ、ご提出ください。

●すでに加入されている方で死亡保険金受取人を変更される場合

「死亡保険金受取人指定書」を東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部へご請求のうえ、ご提出ください。(専用webサイトでの受取人変更のお取扱いはできません。)

この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を送付した日です。

●その他内容の変更(脱退を含みます。)がある方

専用webサイトからお手続きください。

【個人情報の取扱いに関するJTB共済組合と引受保険会社からのお知らせ】

●この保険契約は、JTB共済組合(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、「株式会社JTBおよびその子会社」(以下、「会社」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。団体および会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。なお、本人連絡先(電話番号)は、団体の事務手続きのために引受保険会社に提出しますが、引受保険会社は使用しません。

●引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、「受取人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ご相談窓口等

- 募集期間中のお問合せにつきましては、裏表紙に記載の団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、同じく裏表紙に記載の団体窓口までお問合せください。
(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の保険会社窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先>

裏表紙に記載の事務取扱:東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部

<保険会社お問合せ先>

ライフサポートプラン:日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925(通話料無料)

※お問合せの際には、記号証券番号(931-1654)をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)】

MEMO

J
 スクエア家族支援共済制度

ライフサポートプラン

共済医療保障プラン

長期所得補償プラン

がん・生活総合補償プラン

申込方法

共済医療保障プラン

団体総合生活補償保険

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

特長

- JTBグループのスケールメリットで割安な掛金で加入できます。
(個人で加入されるより掛金が約21.3%割安となります。(団体割引25%、損害率による割増5%適用))
- 傷害補償特約に「天災危険補償特約」がセットされています。地震・噴火・津波によってケガをした場合にも保険金をお支払いします。
- 疾病補償特約に「特定精神障害補償特約」が自動セットされています。
- 病気・ケガでの日帰り入院から補償します。
- 業務中・業務外にかかわらず補償対象となります。(海外入院も対象)
- 医師の診査は必要なく、簡単な告知だけでご加入いただけます。
- 共済組合員本人だけでなく、配偶者・お子さまもご加入いただけます。
※共済組合員本人がご加入でないときは、配偶者・お子さまもご加入いただけません。
- 保険期間は1年の継続型で、ご退職後(共済組合脱会後)も継続できます。
ライフプランに合わせて1年ごとに補償内容の見直しができます。
※給付金額を増やす場合は、再度告知が必要となります。
- 疾病については、1回の入院につき180日を限度として給付、支払対象期間は入院を開始した日からその日を含めて1,095日となります。傷害については、1事故につき180日を限度として給付、支払対象期間は事故の発生の日からその日を含めて180日となります。
- 病気やケガで所定の手術を受けた場合、入院中の手術・放射線治療(病気のみ)の場合は入院給付金(日額)の10倍、入院中以外の手術は入院給付金(日額)の5倍を給付します。

給付内容

●入院給付金(入院日額を選択)

本人・配偶者：10,000円・8,000円・
5,000円・3,000円
こども：5,000円・3,000円

*疾病：入院支払限度日数180日・
支払対象期間1,095日・免責期間0日

傷害：入院支払限度日数180日・
支払対象期間180日・免責期間0日

*保険期間は一年の継続型なので、ライフプランにあわせ増額も可能です。(増額の場合は、再度告知が必要となります)

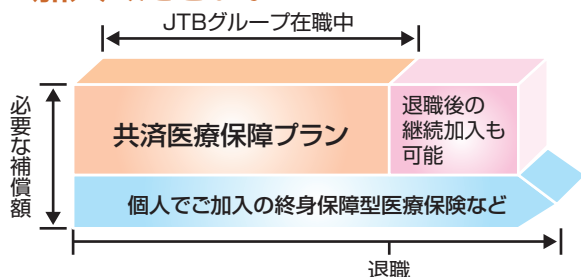
●手術給付金

入院中の手術・放射線治療(病気のみ)：入院給付金
(日額)の10倍

入院中以外の手術：入院給付金(日額)の5倍

*病気・ケガで所定の手術(公的医療保険制度対象手術等)を受けた場合、上記の金額を給付

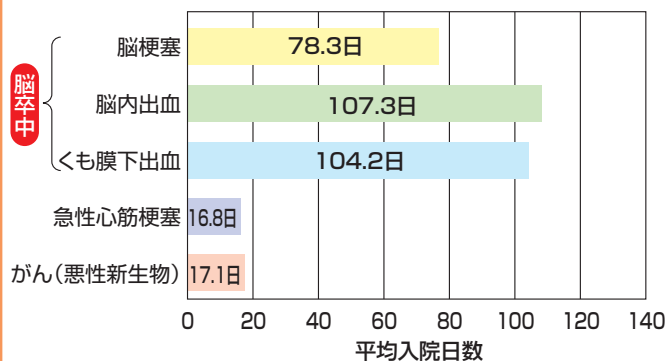
●個人の医療保険と組み合わせ、 ご加入ください。



病気による入院日数データ

◆がん・急性心筋梗塞・脳卒中の 平均入院日数

がん、急性心筋梗塞、脳卒中での
長期の入院は、家計を圧迫する要因と
なってしまう場合があります。



*平成29年
厚生労働省「患者調査 退院患者平均入院日数」

病気・ケガの日帰り入院から補償します。配偶者・お子さまもご加入いただけます。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」(P19～20)をご確認ください。

傷害・疾病入院給付金(日額)と月額掛金

- 掛金は男女共通です。
- 現在ご加入の方で、入院給付金(日額)の変更なしの方は自動継続となりますので、お手続きは不要です。
- 天災危険補償特約・特定精神障害補償特約セット

(掛金の単位: 円)

加入タイプ		A	B	C	D
対象	本人・配偶者	○	○	○	○
	子ども			○	○
傷害・疾病入院給付金(日額)		10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
傷害・疾病手術給付金		入院中の手術: 入院給付金(日額)の10倍 入院中以外の手術: 入院給付金(日額)の5倍			
疾病放射線治療給付金額		10万円	8万円	5万円	3万円
(2025年1月1日時点の満年齢)	0(生後15日以上)～4歳	2,610	2,090	1,310	790
	5～9歳	1,320	1,050	670	400
	10～14歳	1,230	980	620	370
	15～19歳	1,150	920	580	350
	20～24歳	1,290	1,030	650	390
	25～29歳	1,610	1,290	810	490
	30～34歳	1,860	1,490	940	560
	35～39歳	1,930	1,540	970	580
	40～44歳	1,920	1,530	970	580
	45～49歳	2,240	1,790	1,120	670
	50～54歳	2,930	2,350	1,470	880
	55～59歳	3,900	3,120	1,960	1,170
	60～64歳	5,480	4,380	2,740	1,650
	65～69歳	7,500	5,990	3,750	2,250
	70～74歳	11,410	9,130	5,710	3,430
	75～79歳	18,140	14,510	9,080	5,450
	80～84歳	30,560	24,450	15,290	9,170
	85～89歳	44,690	35,750	22,350	13,410

- ※この掛金は、被保険者(本人)が5,000名以上10,000名未満(団体割引25%適用)、損害率による割増5%適用で算出しております。
- ※当パンフレットにおいては、「保険料」を「掛金」、「入院保険金日額」を「入院給付金(日額)」、「手術保険金」を「手術給付金」、「放射線治療保険金」を「放射線治療給付金額」と記載しております。
- ※このパンフレットは団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- ※この保険はJTB共済組合を保険契約者とし、JTB共済組合の組合員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。団体総合生活補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(JTB共済組合)に交付されます。
- ※退職者(退会者)の継続加入制度では掛金が異なります。詳細は取扱代理店へお問合わせください。

<サービスのご案内>

「共済医療保障プラン」に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

【生活安心サポート】

- 健康・医療ご相談 健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供
- ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

【医療カウンセリングサービス】

- セカンドオピニオンのご相談/面談専門医のご紹介/“がん”粒子線治療のご相談

【健康安心サポート】

- 健康検診サービス(人間ドック施設のご紹介/PET検診施設のご紹介)
- 健康・医療ご相談 健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供
- 介護安心サービス 介護安心相談/介護に関する業者・施設情報のご提供/認知症TESTER(テスター)
- メンタルご相談(メンタルヘルスのご相談)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

- ※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。
- ※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社にご提供します。
- ※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、取扱代理店または引受保険会社にご確認ください。

共済医療保障プラン 取扱内容

■加入資格

2025年1月1日において0歳(生後15日)以上のJTB共済組合員ご本人、および配偶者、ごども。ただし、配偶者、ごどもだけのご加入はできません。ご本人とセットでご加入ください。
(注)健康状態告知書質問事項の回答内容や申込事項(年齢・他保険加入状況、保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

■保険期間(ご契約期間)

2025年1月1日午後4時～2026年1月1日午後4時までの1年です。

■掛金払込方法

毎月の給与から控除します。(3月給与から控除開始)

■自動継続について

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満89歳まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。
(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

お支払いする保険金のご説明【団体総合生活補償保険】<傷害・疾病補償(MS&AD型)>

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

■傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容

- 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害(「ケガ」といいます)に対して保険金をお支払いします。
※ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
- 傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容は次のとおりです。
(注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※事故の発生日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。	(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など (2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。 ※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (3)次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ②被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア.乗用具(※1)を用いて競技等(※2)をしている間(ウ.に該当しない「自動車等」を用いて道路上で競技等(※2)をしている間を除きます) イ.乗用具(※1)を用いて競技等(※2)を行うことを目的とする場所において、競技等(※2)に準ずる方法・態様により、乗用具(※1)を使用している間(ウ.に該当しない「道路上で競技等(※2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます) ウ.法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(※2)をしている間または競技等(※2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ③被保険者が山岳登山(ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングを含みます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー・搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など (※1)乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。 (※2)競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)をいいます。
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリドマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療(※1)に該当する診療行為(※2) (※1)手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、ますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (※2)治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ます(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ・1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(欄外のお支払例をご参照ください)。	

支払対象期間:傷害入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。
手術保険金支払対象期間:事故の発生日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

〔手術保険金お支払例〕

超音波骨折治療法を3回受けた場合			・10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。
○手術	×手術	○手術	
10月1日	10月10日	10月25日	

疾病に関する補償

■疾病補償特約の補償内容

- 1.被保険者が疾病(病気といえます)を発病し、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合に保険金をお支払いします。
※入院には美容整形、病気の治療処置を伴わない検査等のための入院を含みません。
- 2.被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。
(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	発病した病気の治療を目的として入院し、その入院が疾病入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	疾病入院保険金日額 × 入院日数 ※疾病入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1回の入院につき、保険証券記載の疾病入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となり、疾病入院保険金の支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1)保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。※1 (2)次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 (3)むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3に対しては保険金をお支払いできません。 (4)次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。 ①被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気※4 ②被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じょ期の異常を含みません。 (5)特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなり「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、保険証券記載の病気に対しては保険金をお支払いできません。
疾病手術保険金	次のいずれかに該当した場合 ①疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として手術を受けたとき ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として手術を受けた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・拔牙手術または歯・歯肉の処置に伴う手術その他歯科診療固有の診療行為 ・美容整形上の手術 ・病気を直接の原因としない不妊手術 ・診断、検査(生検、腹腔(くう)鏡検査等)のための手術 ・吸引および穿孔などの処置 ・神経ブロック ・抜釘術 ・屈折異常に対する手術 ②先進医療(*)に該当する診療行為(*) (*)1 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術を行います。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (*)2 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①疾病入院保険金のお支払いの有無にかかわらず入院中に受けた手術 疾病入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 疾病入院保険金日額 × 5 ※入院中とは、病気の治療のために入院している間をいいます。 ※手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとし、1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(*)。 (*) 体外衝撃波胆石破砕術の例 ○手術 ×手術 ○手術 10月1日 10月10日 10月25日 ・10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。	※1 継続契約においては、発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したものとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 自動セットされる「特定精神障害補償特約」により、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中のF00からF09またはF20からF99までに該当する精神障害を原因として発病した病気に対しては、保険金お支払いの対象となります。 (*) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD・10(2003年度版)準拠」によります。
疾病放射線治療保険金	次のいずれかに該当した場合 ①疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けたとき ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合 ※放射線治療とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において放射線治療料の対象となる診療行為 ②先進医療(*)に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (*) 放射線治療を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術を行います。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。	1回の放射線治療について次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 ※放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、同一の診療行為について、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。	

支払対象期間:疾病入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。
疾病手術保険金支払対象期間:入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
疾病放射線治療保険金支払対象期間:入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

(取扱代理店) 東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 (引受保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京企業営業第六部 営業第一課
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
日本橋ダイアビルディング8F TEL:050-3461-0076 FAX:03-6748-7876
TEL:0120-981-756

長期所得補償プラン

団体長期障害所得補償保険
引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

特長

- 掛金がお手頃
JTBグループのスケールメリットで割安な掛金で加入できます。
(個人で加入されるより掛金が団体割引25%、経験損害率による割引12%適用でお得となります。)
※配当金はありません。
- 「天災危険補償特約」がセットされています。地震・噴火・津波によって被った身体障害による就業障害の場合にも保険金をお支払いします。
- 「精神障害補償特約」がセットされています。躁うつ病等の精神障害による就業障害の場合にも最長で2年間所得を補償します。
- 病気やケガで働けなくなった場合の収入を補償(181日以上長期休職)業務上、業務外を問わず24時間補償します。入院中・在宅療養中も補償します。
- 最長60歳まで補償
月額最高5万円、10万円、15万円、20万円を補償します。
退職後や一部職場復帰後も補償します。
(ただし、所定の要件を満たす必要がございます。詳しくは当パンフレットのP23～24をご覧ください。)
※口数(1口～4口)×5万円×12が年収の40%以内になるように設定してください。
※給付期間は60歳に達した日(*)の属する月末までとなります。ただし、免責期間の終了日の翌日から60歳に達した日の属する月末までの期間が3年に満たない被保険者については、給付期間を3年とします。(*)60歳に達した日とは、60歳の誕生日の前日をいいます。
※所定の精神障害による就業障害に対する給付期間は、最長2年間となります。

給付金額と月払掛金

- 現在ご加入の方で、給付金額(月額)の変更なしの方は自動継続となりますので、お手続きは不要です。
- 精神障害補償特約(給付期間最長2年)セット
- 天災危険補償特約セット

加入タイプ：G

(掛金の単位：円)

加入口数			1口	2口	3口	4口
給付金額(月額)			5万円	10万円	15万円	20万円
男女別月払掛金(2025年1月1日時点の満年齢です)	15～24歳	男性	300	600	900	1,200
		女性	196	392	588	784
	25～29歳	男性	307	614	921	1,228
		女性	257	514	771	1,028
	30～34歳	男性	330	660	990	1,320
		女性	338	676	1,014	1,352
	35～39歳	男性	396	792	1,188	1,584
		女性	478	956	1,434	1,912
	40～44歳	男性	568	1,136	1,704	2,272
		女性	744	1,488	2,232	2,976
	45～49歳	男性	774	1,548	2,322	3,096
		女性	993	1,986	2,979	3,972
	50～54歳	男性	937	1,874	2,811	3,748
		女性	1,109	2,218	3,327	4,436
	55～59歳	男性	882	1,764	2,646	3,528
		女性	926	1,852	2,778	3,704

※免責期間(補償されない期間)は180日です。

※この掛金は、団体割引25%(被保険者が5,000名以上10,000名未満)・経験損害率による割引12%を適用しております。

ご本人が病気やケガで働けなくなった場合の収入を長期にわたって補償する保険です。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」(P23～24)をご確認ください。

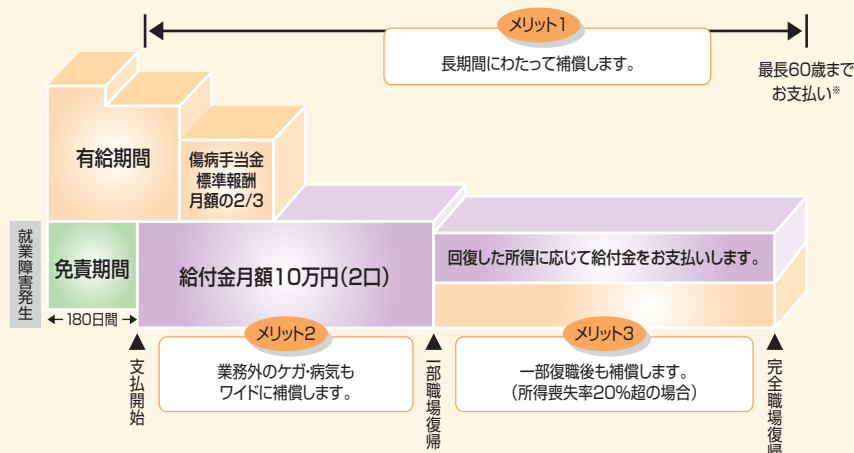
給付イメージ図

**就業障害発生から180日経過後より、
最長60歳まで長期にわたり給付金をお支払いします。**

【ご加入例】

給付期間：最長60歳まで
免責期間：180日
給付金月額：10万円（2口）

★35歳男性 2口加入の場合（給付金月額10万円）
月払掛金 792 円
※給付金月額の設定（下記算式の「引受限度」内で給付金月額を設定してください）
算式：年間の勤労所得額×（1÷12）×40%－他所得補償保険金額＝引受限度額



※精神障害による就業障害につきましては、免責期間終了日の翌日から起算して、最長2年間で給付金をお支払いの限度となります。
※給付期間は60歳に達した日(*)の属する月末までとなります。ただし、免責期間の終了日の翌日から60歳に達した日の属する月末までの期間が3年に満たない被保険者については、給付期間を3年とします。(*)60歳に達した日とは、60歳の誕生日の前日をいいます。
(例)58歳で就業障害が発生した場合、免責期間(180日)の終了日の翌日から60歳に達した日の属する月末までの期間が3年に満たないため、給付期間は3年となります(60歳を超えても給付が続きます)。

＜就労支援トータルサービスのご案内＞

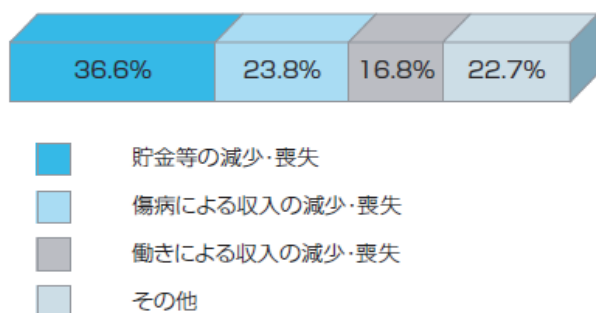
長期所得補償プランに加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

- メンタルご相談(メンタル相談サポート/メンタルITサポート)
- 健康・医療・介護ご相談(健康・医療・介護のご相談/セルフ健康診断サポート/病院情報のご提供)
- 各種手続きご相談(税務・フィナンシャルサポート/公的給付申請サポート/福祉情報のご提供)

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。
※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
※サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。
※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、取扱代理店または引受保険会社にご確認ください。

病気・ケガによる就業障害データ

■生活保護を受ける理由



「令和2年度 厚生統計要覧」より引受保険会社作成 出典/厚生労働省

生活保護を開始する理由は傷病によるものが大きい

病気やケガにより休職となった場合、収入が減少し、住宅ローンが払えなくなるなど、ご家族が安心して暮らせる環境ではなくなってしまいかねません。

健保組合からの補償等、社会保険による補償はありますが、期間や金額も限られており(傷病手当金の場合1年6か月、標準報酬月額の3分の2)、長期に及んだ場合の不足分は、ご自身で準備しなければなりません。

※当パンフレットにおいては、「保険料」を「掛金」、「保険金額(ご契約金額)」を「給付金額」、「てん補期間」を「給付期間」、「保険金」を「給付金」と記載しております。

※このパンフレットは団体長期障害所得補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

※この保険はJTB共済組合を保険契約者とし、JTB共済組合の組合員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。団体長期障害所得補償保険ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(JTB共済組合)に交付されます。

長期所得補償プラン 取扱内容

■加入資格

2025年1月1日において満15歳以上、満59歳以下の告知日時点で正常に勤務されているJTB共済組合員ご本人

(注)健康状態告知書質問事項の回答内容や申込事項(年齢・他保険加入状況、保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

■保険期間(ご契約期間)

2025年1月1日午後4時～2026年1月1日午後4時までの1年です。

■掛金払込方法

毎月の給与から控除します。(3月給与から控除開始)

■税法上の取扱い

払い込んでいただいた掛金のうち、所定の金額については、税法上の生命

保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■退職時のお取扱い

退職の場合は脱退となります。

■自動継続について

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出がない限り、ご継続時満59歳までで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。

(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただきますことがあります。

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書(協定書)(以下、「協定書」といいます)の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書をご参照ください。

※ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書は保険契約者に交付されます。

普通保険約款の補償内容

<ご注意>

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1.被保険者(補償の対象となる方)が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、てん補期間中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。

2.被保険者は協定書に規定された方となります。

3.保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
身体障害により、就業障害となった場合	支払基礎所得額 × 所得喪失率 × 約定給付率(100%) ※お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額を限度とします。 ※協定書に定めるてん補期間を限度とします。 ※支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 ※てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 ※同一の身体障害により、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*) - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*)を限度とします。 (*)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	(1)新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2)次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害※1 ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害※2 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害※3 ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害※4 ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害※5 など

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		(3)健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気等(保険証券等に記載されます。)による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 (1)F04～F09 (2)F20～F51 (3)F53～F54 (4)F59～F63 (5)F68～F69 (6)F84～F89 (7)F91～F92 (8)F95 (9)F99 (*)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年度版)準拠」によります。 ※5 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。

<用語の説明>

【回復所得額】とは

免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

【最高保険金支払月額】とは

1 被保険者について、1 か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

【支払基礎所得額】とは

保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\boxed{\text{1口あたり保険金額}} \times \boxed{\text{加入口数}}$ によって算出した額となります。

【所得】とは

業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。

【所得喪失率】とは

次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\boxed{\text{割合}} = 1 - \frac{\boxed{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}}{\boxed{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}}$$

ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

【就業障害】とは

被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。

てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。

免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。

なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

【身体障害】とは

傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。

【他の保険契約等】とは

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【てん補期間】とは

引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。

「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。

【免責期間】とは

保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。

【平均月間所得額】とは

被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額} \times 1) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額} \times 2)}{12(\text{か月})}$$

※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

※2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

【約定給付率】とは

保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

この保険契約はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と東京海上日動火災保険株式会社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

現在のご契約の分担割合は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社60%、東京海上日動火災保険株式会社40%ですが、実際に引受を行う保険会社およびその分担割合は変更になる可能性があります。これらに係る確定内容に関しましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせ願います。

(取扱代理店) 東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 (引受幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京企業営業第六部 営業第一課
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1
日本橋ダイヤビルディング8F
TEL: 0120-981-756

〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL: 050-3461-0076 FAX: 03-6748-7876

【お申込み手続き】

専用webサイトにてご自身でお手続きください。(加入内容を変更されない場合も全員、専用webサイトにてご確認ください。)

●新規に加入される方・その他内容の変更(脱退を含みます。)がある方

専用webサイトからお手続きください。

専用webサイトでお手続きができない方は、「加入申込票」を東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JT B営業部へご提出ください。

新規加入されない方、内容に変更のない方は、お手続きは必要ありません。

他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として専用webサイトより入力もしくは加入申込票に記入していただきます。正しく申告していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

〈JT B共済組合と引受保険会社からのお知らせ〉

本保険契約に関する個人情報について、JT B共済組合または、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含みます)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含みます)に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)より、利用目的が限定されます。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

からだに関する 補償

がん補償（がんのリスクへの備え）

傷害補償（ケガへの備え）

P29～P32

賠償・財産・費用に 関する補償

介護補償（仕事と介護の両立への備え）

個人賠償責任（他人への賠償責任への備え）

弁護士費用等（訴訟リスクへの備え）

所得補償（病気・ケガによる休職への備え）

携行品（身の回り品への備え）

ホールインワン・アルバイトロス費用

救援者費用等（事故時の救援活動費用への備え）

P33～P43

お子さまに関する 補償

こども傷害補償（ケガへの備え）

個人賠償責任（他人への賠償責任への備え）

借家人賠償責任（下宿先での事故への備え）

携行品（身の回り品への備え）

住宅内生活用動産（下宿先の家財への備え）

P44～P47

がん・生活総合補償プラン

団体総合生活保険

がん・生活総合補償プランはこの保険は、ジェイティービー共済組合を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてジェイティービー共済が有します。
保険期間は2025年1月1日16時から2026年1月1日16時までです。
現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

保険の対象となる方(被保険者)について

1. 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人^{*1}」としてご加入いただける方

(1) からだに関する補償、賠償・財産・費用に関する補償

① ジェイティービー共済組合の組合員および退会者(退職者)	
② ①の方のご家族	配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟 ①の方と同居されているご親族・使用人の方 ^{*3}

※保険の対象となる方(被保険者)ご本人^{*1}について年齢^{*2}等の加入条件がある補償があります。詳細は各補償ページをご確認ください。

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

^{*2} 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

^{*3} ①と同居の親族・使用人は、傷害補償の家族型(交傷:J2タイプ)については、被保険者本人とはなりません。

(2) お子さまに関する補償

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人^{*1}」としてご加入いただける方

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人^{*1}」としてご加入できる方は、ジェイティービー共済組合員のお子さまとなります。

※ただし、保険期間の終了時点で「満23歳未満の方」または「満23歳以上で学校^{*2}に在籍している方^{*3}」に限りです。

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

^{*2} 学校教育法に定める次の①～④の学校または外国大学日本校をいいます。

①高等学校(高等専門学校を含みます。) ②大学(大学院および短期大学を含みます。) ③特別支援学校の高等部 ④専修学校および各種学校^{*4}

^{*3} 入学・入園手続きを終えた方を含みます。

^{*4} 専修学校および各種学校については、教育基本法に定める義務教育を終了している方または留学生に限りです。

2. 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。詳細は各補償ページをご確認ください。

■ 傷害補償、賠償・財産・費用に関する補償(介護補償・所得補償除く)

	本人型	家族型
① ご本人 ^{*1}	○	○
② ご本人 ^{*1} の配偶者	—	○
③ ご本人 ^{*1} またはその配偶者の同居のご親族	—	○
④ ご本人 ^{*1} またはその配偶者の別居の未婚のお子さま	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人^{*1}が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限りです。)

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

■ がん補償、介護補償、所得補償

	本人型
① ご本人 ^{*1}	○
② ご本人 ^{*1} の配偶者	—
③ ご本人 ^{*1} のお子さま	—

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

■ お子さまに関する補償

	こども傷害補償、借家人賠償責任、携行品、生活用動産	個人賠償責任*2
	本人型	家族型
ご本人*1	○	○
ご本人*1の配偶者	—	○
ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	○*3
ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子さま	—	○*4

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。)

※借家人賠償責任については、ご本人*1が、未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(ご本人*1の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含まれます(ご本人*1に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 個人賠償責任について、ご本人*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含まれます(責任無能力者に関する事故に限ります。)

*3 個人賠償責任については、ご本人*1の親権者の同居のご親族も保険の対象となる方に含まれます。

*4 個人賠償責任については、ご本人*1の親権者の別居の未婚のお子さまも保険の対象となる方に含まれます。

育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。

原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含まれます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)

①婚姻意思*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含まません。)

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

3. 保険料の払込方法について

毎月の給与より引き去ります。(3月給与より控除開始)

なお JTB グループ外出向等で給与から引き去りができない場合に限り、ご指定の口座より一括で引き落とす払込方法となる場合がございます。

(出向先から帰任する等再び給与から引き去りが可能となった場合は給与引き去り(月払)となります。)

4. 共同保険について

からだに関する補償(除くがん補償)、賠償・財産・費用に関する補償(除く介護補償)には「共同保険に関する特約」が付帯され、東京海上日動火災保険株式会社が幹事となり、損害保険ジャパン株式会社と共同してお引き受けしております。

なお引受保険会社の分担割合は東京海上日動火災保険株式会社が90%、損害保険ジャパン株式会社が10%となります。

【各種割引について】

各補償ごとに以下の割引が適用されております。

割引率は加入者数や事故の発生状況により毎年見直しを致します。

	割引率	がん補償	傷害補償	介護補償	個人賠償責任	弁護士費用等	所得補償	携行品	ホールインワン・アルパロス費用	救済者費用	お子さまに関する補償(傷害部分)
団体割引	30%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大口団体契約割引*	10%	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○
損害率による割引*	5%	—	○	—	○	○	○	○	○	○	○

*大口団体契約割引は2025年より適用開始となりますが、損害率による割引は前契約の25%から5%に変更しております。割引率の変更に伴い、各補償ごとの保険料も変更しております。

がん補償 (がんのリスクへの備え)

がんのリスクに備えて 充実の補償をご用意！
がんと診断確定された場合*¹やがん治療のために
入院された場合等に、保険金をお支払いします。

*¹ 継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。ただし、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。詳しくは別冊の「補償の概要等」のページをご確認ください。

こんな時はおまかせください

がん診断

がんと診断されたら
上皮内新生物も



がん入院

入院は1日目から、
支払日数の制限なし



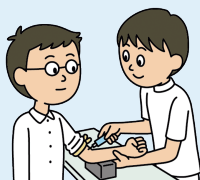
がん手術

がんの手術に
備えて



がん先進医療

先進医療にも



©東京海上日動

がん患者申出療養

がんで患者申出療養を受けた

もしものがんのリスクに備えて「がん補償」があると安心です。

日本の「がん(悪性新生物)」の
総患者数は、約465万人！

主ながん(悪性新生物)の患者数

(単位：万人)

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	28.1	18.7	9.5
結腸および直腸	32.4	16.8	15.6
肝および肝内胆管	8.9	6.2	2.7
気管、気管支および肺	32.8	19.5	13.4
乳房	83.8	0.6	83.2

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。

【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、おおよそ2人に1人が
がんと診断されるといわれています。

さらに 心配なのは、医療費！

医療費・自己負担額の例

(胃がんで15日間入院したケース)

医療費の自己負担額	176,620円
差額ベッド代他	133,000円
合計	約30.9万円

※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与所得者の例
※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合
(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

【出典】(公財)生命保険文化センター
「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから まとまった資金の
準備ができると安心です。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間
 団体割引：30%
 ※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型	
性別		男性・女性共通	
タイプ名		G1タイプ	G2タイプ
ご本人	がん診断保険金額	100万円	100万円
	がん入院保険金日額（1日あたり）	7,000円	7,000円
	がん手術保険金額（手術の種類により）	7万円・14万円・28万円	7万円・14万円・28万円
	がん先進医療保険金額	1,000万円	－
	がん患者申出療養保険金額	500万円	－
保険料 （月払）	5 ～ 9 歳	180円	120円
	10 ～ 14 歳	230円	170円
	15 ～ 19 歳	190円	130円
	20 ～ 24 歳	150円	90円
	25 ～ 29 歳	230円	170円
	30 ～ 34 歳	400円	340円
	35 ～ 39 歳	550円	490円
	40 ～ 44 歳	760円	700円
	45 ～ 49 歳	1,070円	1,010円
	50 ～ 54 歳	1,540円	1,480円
	55 ～ 59 歳	2,360円	2,300円
	60 ～ 64 歳	3,510円	3,450円
	65 ～ 69 歳	4,850円	4,790円
	70 ～ 74 歳	6,130円	6,070円
	75 ～ 79 歳	7,370円	7,310円
	80 ～ 84 歳	8,590円	8,530円
	85 ～ 89 歳	9,680円	9,620円

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしておりません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

傷害補償 (ケガへの備え)

国内外での「日常の様々なケガ」への備えに、
3つの補償プランをご用意しました！

こんな時はおまかせください

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

日常生活全般プラン



スポーツ中にケガ



家庭内でケガ

…等

〔天災危険補償特約〕＜追加補償＞

地震・噴火またはこれらによる津波でケガ

交通事故等限定プラン 〔交通事故傷害危険のみ補償特約セット〕



交通事故でケガ



自転車でケガ



駅構内でケガ

…等

ゴルフ中等限定プラン 〔ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット〕



ゴルフ場や練習場で
スイングした拍子に
転んでケガ

…等

保険金額・保険料表（1口あたり）

保険期間：1年間

団体割引：30% 大口団体契約割引：10% 損害率による割引：5%
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社（幹事）

プラン		日常生活全般プラン									
型		本人型									
タイプ名		S1タイプ	S2タイプ	S3タイプ	S4タイプ	S5タイプ	S6タイプ	S7タイプ	S8タイプ	S9タイプ	S10タイプ
職種級別*1		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
加入限度口数		5口	5口	5口	5口	5口	5口	5口	5口	5口	5口
天災危険補償特約		－	○	－	○	－	○	－	○	－	○
交通事故傷害危険のみ補償特約		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	110万円	130万円	170万円	210万円	250万円	280万円	150万円	180万円	240万円	330万円
	入院保険金日額*2（1日あたり）	1,300円	1,300円	2,100円	2,100円	2,900円	2,900円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	通院保険金日額（1日あたり）	800円	800円	1,300円	1,300円	1,900円	1,900円	1,100円	1,100円	800円	800円
保 険 料（月 払）		300円	370円	480円	590円	690円	820円	410円	520円	430円	600円

プラン		交通事故等限定プラン				ゴルフ中等限定プラン*3		
型		本人型		家族型		本人型		
タイプ名		KS1タイプ	KS2タイプ	J1タイプ	J2タイプ	GS1タイプ	GS2タイプ	GS3タイプ
職種級別*1		－	－	－	－	－	－	－
加入限度口数		2口	1口	1口	1口	1口	1口	1口
天災危険補償特約		－	○	－	－	－	－	－
交通事故傷害危険のみ補償特約		○	○	○	○	－	－	－
ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約		－	－	－	－	○	○	○
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	270万円	290万円	100万円	100万円	200万円	200万円	550万円
	入院保険金日額*2（1日あたり）	2,800円	2,800円	1,500円	1,500円	2,500円	2,500円	5,000円
	通院保険金日額（1日あたり）	1,400円	1,400円	500円	500円	1,300円	1,200円	1,900円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額				100万円			
	入院保険金日額*2（1日あたり）	－	－	－	1,500円	－	－	－
	通院保険金日額（1日あたり）				500円			
ご親族	死亡・後遺障害保険金額				100万円			
	入院保険金日額*2（1日あたり）	－	－	－	1,500円	－	－	－
	通院保険金日額（1日あたり）				500円			
保険料（月払）		220円	330円	80円	220円	50円	50円	60円

※損害率による割引、大口団体契約割引は、天災危険補償特約には適用されません。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしていません。

*1 「日常生活全般プラン」の保険料は、保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。表示の保険料は職種級別A（事務従事者、学生、家事従事者等、職種級別B以外）の方を対象としたものです。職種級別B（自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員）の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*3 保険期間中に他のプランから「ゴルフ中等限定プラン」に変更することまたは「ゴルフ中等限定プラン」から他のプランに変更することはできません。

介護補償 (仕事と介護の両立への備え)

(一時払金介護) 認知症アシスト付き

保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金（一時金）をお支払いします。これにより、公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。

また、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とご家族を支える各種サービス（検索支援サービス等）をご用意しています（サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」のページをご参照ください。）。

補償の型

公的介護保険連動型 (要介護3)

公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に保険金（一時金）をお支払いします。

「公的介護補償保険連動型」について

【「公的介護保険連動型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に、保険金をお支払いするものです。

【ご参考：公的介護保険制度の特徴】

特徴①：40歳以上の方のみが対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外！

特徴②：40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

⇒ 40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外！

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」のページをご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、別冊の「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表（1口あたり）

保険期間：1年間
団体割引：30%

型	本人型	
補償の型	公的介護保険 連動型 (要介護3)	
タイプ名	KGタイプ	
加入限度口数	1 口	
一時払金介護補償保険金額	300 万円	
保険料 (月払)	5～9歳	
	10～14歳	
	15～19歳	
	20～24歳	
	25～29歳	
	30～34歳	
	35～39歳	
	40～44歳	70 円
	45～49歳	90 円
	50～54歳	120 円
	55～59歳	170 円
	60～64歳	380 円
	65～69歳	1,080 円
	70～74歳	2,380 円
	75～79歳	5,510 円
	80～84歳	10,500 円

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、公的介護保険連動型の場合は満40歳以上満84歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

介護補償 (仕事と介護の両立への備え)

(年金払介護) 認知症アシスト付き

保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合に、最初に要介護状態^{*1}となった日から毎年1回、その日を含めて最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

<4つの特長>

■長期間の安心

介護補償(年金払介護)では、最大10年間(10回)保険金を受け取ることができますので、介護期間が長期にわたった場合も安心です。

■リーズナブルな保険料

保険金のお支払いを年金払方式とし、要介護状態^{*1}が継続している期間にのみ保険金をお支払いすることにより、リーズナブルな保険料を実現しています。

■仕事と介護の両立

親を保険の対象となる方にご加入いただくことで、親が要介護状態^{*1}となった場合に備えることができます。

■充実のサービス(認知症アシスト)

要介護状態^{*1}となった後も継続的に保険金をお支払いする介護補償(年金払介護)では、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とご家族を支える各種サービス(検索支援サービス等)をご用意しています(サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」のページをご参照ください。)

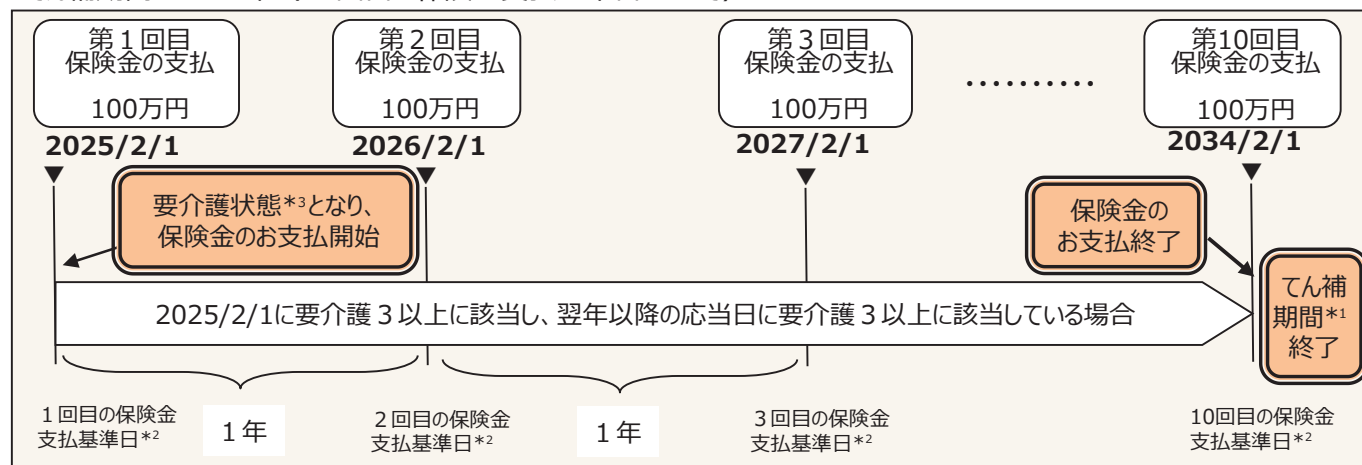
^{*1} 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

<介護補償(年金払介護)の保険金お支払い方法>

【例】

年金払介護補償保険金額(年額): 100万円、保険期間: 1年間(2024/10/1~2025/10/1)

てん補期間^{*1}: 10年(10回目の保険金支払基準日^{*2}まで)



※てん補期間^{*1}中の保険金支払基準日^{*2}時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間^{*1}中の保険金支払基準日^{*2}に、再度要介護状態^{*3}に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間^{*1}は1回目の保険金支払基準日^{*2}から通算した期間となります。

(例: 最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態^{*3}に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)

※てん補期間^{*1}中に死亡した後の保険金支払基準日^{*2}においては、保険金をお支払いしません。

^{*1} 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日^{*2}まで)をいいます。

^{*2} 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態^{*3}に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

^{*3} 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、別冊の「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表（1口あたり）

保険期間：1年間
てん補期間*¹：10年（10回目の保険金支払基準日まで）
団体割引：30%

型		本人型					
タイプ名		NK10タイプ		NK70タイプ		NK40タイプ	
加入限度口数		1口		1口		1口	
年金払介護補償保険金額		100万円		70万円		40万円	
保険料 (月払)	年齢 \ 性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	40～44歳	110円	100円	80円	70円	40円	40円
	45～49歳	130円	120円	90円	80円	50円	50円
	50～54歳	180円	160円	130円	110円	70円	70円
	55～59歳	260円	240円	180円	160円	100円	90円
	60～64歳	560円	510円	390円	350円	220円	200円
	65～69歳	1,390円	1,710円	980円	1,200円	560円	690円
	70～74歳	2,620円	3,890円	1,830円	2,720円	1,050円	1,560円
	75～79歳	6,020円	9,120円	4,210円	6,380円	2,410円	3,650円
	80～84歳(更新のみ)	10,530円	16,510円	7,370円	11,560円	4,210円	6,610円

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*²や性別によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*²が、満40歳以上満79歳以下*³の方に限ります。

*¹ 年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年（10回目の保険金支払基準日まで）をいいます。

*² 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

*³ 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。



公的介護保険制度とは

介護補償（年金払介護）、
介護補償（一時払金介護） 共通

〔公的介護保険制度の概要〕

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

〔公的介護保険制度の被保険者（加入者）と受給要件〕

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態（寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ● 要支援状態（日常生活に支援が必要な状態）

*1 公的医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者である必要があります。

〔公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について〕

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当（自立）	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

個人賠償責任 (他人への賠償責任への備え)

国内外を問わず、他人にケガをさせたり、他人の物^{*1}を壊してしまったり法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。ゴルフ中のリスクに特化したプランもご用意！

^{*1} 国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)も含みます。ただし、携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

こんな時はおまかせください

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれから1タイプをお選びください。

日常生活全般プラン



自転車で誤って
他人に衝突



借りたバッグが盗難

…等

ゴルフ中等限定プラン [ゴルフ賠償責任補償特約セット]



借りたゴルフ
クラブを破損



ゴルフ中に誤って他人
(キャディを含む)にケガ

…等



保険の対象
となる方



東京海上日動

示談交渉



相手方

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：30%、損害率による割引：5%
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
※ご加入口数は1口のみです。

プラン		日常生活全般プラン		ゴルフ中等限定プラン
タイプ名		KBタイプ	JKBタイプ	GKBタイプ
個人賠償責任	型	家族型	家族型	本人型
	保険金額 免責金額(自己負担額：0円)	国内：1億円 / 国外：1億円	国内：無制限 / 国外：1億円	国内：1億円 / 国外：1億円
保険料(月払)		150円	170円	50円

弁護士費用等 (訴訟リスクへの備え)

(人格権侵害等)

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*¹・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*²等により精神的苦痛を被った場合*³に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

例えば…

- ・自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
- ・電車内で痴漢*¹され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
- ・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。



保険金額・保険料表

保険期間：1年間

団体割引：30%、損害率による割引：5%

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事)

タイプ名	BGBタイプ	BGKタイプ
型	家族型	家族型
弁護士費用	300万円	300万円
個人賠償責任補償(日常生活全般プラン)		国内・無制限/国外・1億円
保険料(月払)	150円	320円

※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、別冊の「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表（1口あたり）

保険期間：1年間
 団体割引：30%、損害率による割引：5%
 引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社（幹事）

型	本人型		
タイプ名	SHタイプ		
職種	1級：営業職・事務職 2級：添乗員		
てん補期間*1	1年		
免責期間	7日		
加入限度口数	99口		
所得補償保険金額（月額）	1万円		
保険料 （月払）	年齢	1級	2級
	15歳～19歳	40円	40円
	20歳～24歳	50円	60円
	25歳～29歳	60円	70円
	30歳～34歳	70円	80円
	35歳～39歳	90円	100円
	40歳～44歳	110円	130円
	45歳～49歳	130円	150円
	50歳～54歳	160円	180円
	55歳～59歳	170円	190円
	60歳～64歳	180円	200円
	65歳～69歳	260円	300円
	70歳～74歳	350円	400円
	75歳～79歳	520円	600円
	80歳～	700円	800円

※所得補償保険金額は、平均月間所得額*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。
 ※保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢*3によって異なります。表示の保険料は、基本級別1級（一般事務従事者等）の方と基本級別2級（添乗員等）の方を対象としたものです。それ以外の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
 ※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が満15歳以上の方に限ります。

- *1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。
 *2 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得*4の平均月額をいいます。
 *3 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。
 *4 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

携行品 (身の回り品への備え)

国内外を問わず、偶然な事故や盗難による持ち物や用具等^{*1}の損害を補償します。ゴルフ用品の損害に特化したプランもご用意！

^{*1} 保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財をいいます。ただし、自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

こんな時はおまかせください

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれから1タイプをお選びください。

携行品基本プラン



旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった



外出中、ハンドバッグをひったくられた

…等

ゴルフ用品限定プラン [ゴルフ用品補償特約セット]



ゴルフ場や練習場でクラブを折ってしまったときやゴルフ用品の盗難^{*1}にあったとき

…等

^{*1} ゴルフボールの盗難は他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りま。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：30%、損害率による割引：5%
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
※ご加入口数は1口のみです。

プラン	携行品基本プラン		ゴルフ用品限定プラン
型	本人型		本人型
タイプ名	K1タイプ ^o	K2タイプ ^o	GKタイプ ^o
保険金額 免責金額(自己負担額：5,000円)	10万円	20万円	10万円
保険料(月払)	50円	70円	40円

ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ホールインワンまたはアルバトロス*1を達成し、慣習として達成のお祝い費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

*1 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス、または、記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロスをいいます。詳しくは別冊の「補償の概要等」のページをご確認ください。

こんな時はおまかせください！

ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した …等

※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書(同伴競技者と同伴競技者以外の第三者の両方が目撃したことの証明およびゴルフ場の証明または映像等)をご提出いただきます。

※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は別冊の「補償の概要等」をご確認ください。

【ご注意】

セルフプレーは同伴キャディがいらないため、同伴キャディ以外の第三者の目撃証明があるときまたは映像等によりその達成を客観的に確認できるときに限り保険金をお支払いします。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：30%、損害率による割引：5%、
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型	
タイプ名	GH1タイプ	GH2タイプ
保険金額	20万円	50万円
保険料(月払)	150円	420円

ホールインワン・アルバトロス費用にご加入の場合は、傷害補償、所得補償、がん補償、介護補償、個人賠償責任のいずれかにもご加入いただく必要があります。

救援者費用等 (事故時の救援活動費用への備え)

国内外で事故に遭い、緊急の捜索・救援活動が必要となった場合等に保険金をお支払いします。

こんな時はおまかせください！

乗っていた船舶が遭難し、捜索救助費用を負担した
ケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらった …等

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：30%、損害率による割引：5%、
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型
タイプ名	KYタイプ
保険金額	300万円
保険料(月払)	10円

救援者費用等にご加入の場合は、傷害補償、所得補償、がん補償、介護補償のいずれかにもご加入いただく必要があります。

個人賠償責任 (他人への賠償責任への備え)

国内外を問わず、お子さまやご家族が他人にケガをさせたり、他人の物*1を壊してしまっただけで法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)も含みます。ただし、携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。
※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

こんな時はおまかせください！



自転車で誤って
他人に衝突



借りたバッグが
盗難

…等

借家人賠償責任 (下宿先での事故への備え)

国内の下宿先での事故により、お子さまが貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

こんな時はおまかせください！

※示談交渉は東京海上日動では行いません。



- ▶ 失火により下宿先のアパートを焼失させてしまった
- ▶ 給排水設備の漏水事故で建物内部を水浸しにし、壁紙を張り替えた

…等

！ お子さまが寮・下宿生の場合にご加入できます(自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。)

携行品 (身の回り品への備え)

国内外を問わず、外出中の偶然な事故や盗難による
お子さまの持ち物や用具等*1の損害を補償します。

*1 お子さまが所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財をいいます。ただし、自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

こんな時はおまかせください！



旅行中、誤ってカメラを
落として壊してしまった



外出中、カバンを
ひったかれた

…等

住宅内生活用動産 (下宿先の家財への備え)

国内において、お子さまの所有する家財*1が
偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします！

*1 サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券、定期券、貴金属、宝石、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

※建物外に持ち出している間も補償されます。

こんな時はおまかせください！



火災により
家財が焼失してしまった



空き巣が入り
家財が盗難にあった

…等

！ お子さまが寮・下宿生の場合にご加入できます(自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。)

保険金額・保険料表

保険期間：1年間
 団体割引：30%、大口団体契約割引：10%、損害率による割引：5%、職種級別^{*1}：A
 引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社（幹事）
 ※ご加人口数は1口のみです。

タイプ名		自宅通学生用				下宿生用
		Mタイプ	Nタイプ	Oタイプ	Pタイプ	Tタイプ
お子さまのケガ こども傷害補償	死亡・後遺障害保険金額	180万円	170万円	166万円	125万円	125万円
	入院保険金日額 ^{*2} （1日あたり）	1,100円	1,000円	1,000円	700円	700円
	通院保険金日額（1日あたり）	600円	600円	500円	400円	400円
	細菌性食中毒等補償特約	○	○	○	○	○
	特定感染症危険補償特約 ^{*3}	○	○	○	○	○
	熱中症危険補償特約	○	○	○	○	○
	天災危険補償特約 （傷害、育英費用および学業費用用）	○	○	○	○	○
扶養者のケガ等	育英費用保険金額	2,000万円	1,500万円	1,000万円	600万円	600万円
	天災危険補償特約 （傷害、育英費用および学業費用用）	○	○	○	○	○
個人賠償責任保険金額 （記録情報限度額500万円）		国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円
借家人賠償責任保険金額		－	－	－	－	1,000万円
携行品保険金額 （免責金額（自己負担額）：5,000円）		30万円	10万円	－	－	－
住宅内生活用動産保険金額 （免責金額（自己負担額）：5,000円）		－	－	－	－	100万円
保険料（月払）		1,800円	1,430円	1,070円	750円	1,110円

※傷害補償基本特約にのみ大口団体契約割引は適用できます。
 ※天災危険補償特約に、損害率による割引は適用できません。
 ※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしていません。
 *1 お子さまが継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがあります。詳しくは《お問い合わせ先》までご連絡ください。
 *2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。
 *3 特定感染症による後遺障害、入院、通院を補償します（死亡保険金・手術保険金はお支払いの対象外です。）。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。
※東京海上日動社の団体総合生活保険にご加入の方のみがサービスの対象となります。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報を提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*

* お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: 法律相談 : 午前10時～午後6時
いづれも 税務相談 : 午後2時～午後4時
土日祝・ 社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
年末・年始を除く 暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・認知症アシスト

【対象となる補償】 介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

自動セット



・緊急連絡ステッカー : 午前9時～午後5時
・「認知症の人と家族の会」紹介 : 午前9時～午後5時
受付時間: 0120-775-677
いづれも
土日祝
年末・年始を除く
・脳の健康度チェック : 午前9時～午後5時
0120-002-531
・認知症介護電話相談 : 午前9時～午後5時
0120-801-276

検索支援サービス

【緊急連絡ステッカー】

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします*1。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

*1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて1回に限りです。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。※ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

【検索協力支援アプリ『みまもりあいアプリ』】

『みまもりあいアプリ』は、(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト*2」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「検索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

*2 「緊急連絡ステッカー」と「検索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態（行方不明・事故等）に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

Android

iPhone



平仮名「みまもりあい」で検索、または左記二次元コードでアプリを取得してください。



脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間（約15分）で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング（『脳を鍛えるトレーニング』）をご利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

【ホームページアドレス】 <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。

※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

監修：川島隆太氏

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*3」をご利用いただくことも可能です。

*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「（公社）認知症の人と家族の会*4」をご紹介します。*5

*4 認知症とともに生きるごとの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。

*5 年会費については、お客様にご負担いただきます。

・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

【対象となる補償】 弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

自動セット

・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス : 午前10時～午後6時
0120-300-575
・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス : 午前7時30分～午前9時30分 / 午後5時～午後10時
0120-106-670

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係で回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください

（各サービス共通）

・ご相談のご利用は、保険期間中（認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます。）にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。

・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。

・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

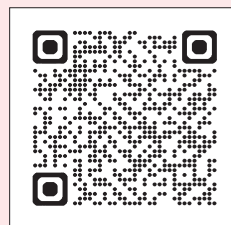
24TX-002104 2024年8月作成

申込方法

STEP 1

東京海上日動あんしんコンサルティングJTB営業部のホームページへアクセスします。

<https://www.web-tac.co.jp/jtb/>



STEP 2

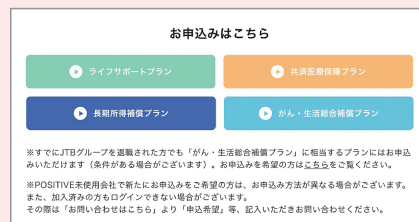
Jスクエア家族支援共済制度のページをクリックします。



※上記はイメージですので変わる場合があります。

STEP 3

「お申込みはこちら」より、お申込みプランのボタンをクリックします。



※上記はイメージですので変わる場合があります。

STEP 4

各プランのお申込サイトに遷移しますので、次ページ以降を参照の上、お申込みください。

【注意】 以下のような場合は、予めご了承の上、お問い合わせください。

- 各サイトにおける、従業員の皆さまの情報は、2024年6月時点の情報となりますので、その後、社員番号などが変更となった場合は、ログインできない場合がございます。（ログインできても最新の情報でない可能性もございます。）
- JTBグループ社員用ポータルサイト「POSITIVE」を利用していないJTBグループ会社の従業員の皆さま、官公庁などJTBグループ以外の企業等へ出向中の従業員の皆さまは、本来の社員番号でログインできない場合がございます。

「ライフサポートプラン」WEBによる手続き方法のご案内

1.スマートフォン・パソコンから以下の二次元コードまたはURLにて、専用サイト「N-ナビゲーション」にアクセスしてください ※一部、WEB申込みのできないお客様もおられます。その場合はご連絡ください

https://www.n-navi.nissay.co.jp/w1_001/emplogin?dantaicd=0098565132&keiyakukbn=1

お手続き期間 2024年 10月1日(火)～10月22日(火)



2.ログイン画面で以下を入力してください

1

2

3

1 ユーザーIDと初期パスワードをご入力ください

ユーザーID -

初期パスワード

(例)生年月日が 1986年9月18日の場合: bs19860918

※昨年度設定したパスワードはリセットされているため、初期パスワードでログインしてください。

2

「ご利用規程」を確認後、「利用規程を確認のうえ、同意します」をチェックしてください

3

初回ログイン後、パスワード変更、メールアドレスの登録をいただき再度ログインしてください

※パスワードは8桁以上かつ、英数字の組合せで設定してください。
※大文字と小文字は区別されます。

3.ログイン後、「お申込・変更手続き」から申込意思を入力のうえ、手続きを行ってください

【ライフサポートプランについて】(死亡・高度障害の保障)
申込する・しないに関わらず、全員「お申込・変更手続き」のボタンをクリックしてください

重要 全員、「申込意思の確認」画面でいずれかをご入力ください

【加入者画面】

申込意思の確認

【未加入者画面】

申込意思の確認

現在のご加入の内容はこちら

加入(変更)手続きをされない方は、次の画面でメールアドレスを確認し、確定すると手続き終了となります

<N-ナビゲーションのパスワードや社員番号に関するお問合せ窓口および、被保険者の告知書・死亡保険金受取人指定書の送付先>
【ご照会先】東京海上日動あんしんコンサルティング社 JTB営業部 月曜日～金曜日 9:30～17:00 (祝日を除く)
0120-981-756 (東日本)・0120-860-283 (西日本)
【N-ナビご利用時間】月曜日～土曜日 8:00～翌朝 5:00 日曜日は8:00～22:00

<保険商品の制度内容や手続き方法、N-ナビゲーションの操作方法に関するお問合せ窓口>
ニッセイ団体保険コールセンター
TEL: 0120-775-229 (通話料無料)
受付期間: 上記お手続き期間
受付時間: 9:00～17:00 月曜日～金曜日 (祝日を除く。)
※お問合せの際は、団体名「JTB共済組合」をお知らせください。
※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。

JTB共済組合員のみなさまへ

「共済医療保障プラン」「長期所得補償プラン」 WEBによる保険加入手続き方法のご案内

WEB募集システム【e-Join!】にアクセスしよう！！

★職場のパソコンだけではなく、ご自宅のパソコンやスマートフォンからもアクセスいただけます

お申込み期間：2024年10月1日（火）～10月22日（火）まで ※左記期間以外のお申込み手続きはできません

- **WEB(PC・スマホ)によるパンフレット・保険料等の確認、加入・変更等のお手続きとなります。**

下記ログイン方法をご参照いただき、お手続きをお願いいたします。

※WEBでのお手続きとなりますので、加入申込票は紙で配布いたしません。

※既にご加入いただいている方で補償内容の変更が不要な方はWEBによる特段のお手続きは不要です。

1. 以下のURLにアクセスしてください

PCやスマートフォンで、下記URLもしくは二次元コードを読み込んでアクセスしてください。

<https://aioinissaydowa-ej.jp/>

もしくは



2. ログイン画面に必要情報を入力し、初回ログインを行います

ログイン

※ アルファベットの大小文字小文字にご注意ください。

募集コード

ログインID

パスワード

ログイン

募集コード

ログインID

パスワード

募集コード・ログインID・パスワードを入力してください！
(以下の説明をご確認ください)

- 募集コード：BG7N30492
- ログインID：社員番号（8桁）
- パスワード：西暦生年月日（8桁）

※一部の会社の方は社員番号でログインできない場合があります。その際にはお問い合わせください。

(例：1980.1.10生まれの方の場合 → 19800110)

3. 画面に従いメールアドレス登録し、送信メールのURLから再度ログインのうえお手続きに進みます

【ご注意ください！】

- ・ご登録いただく**メールアドレスは正確に入力ください！**
- ・ドメイン指定(受信拒否設定)をおこなっている場合は、**必ず「@aioinissaydowa-ej.jp」からのメールを受信可に設定変更**ください。

★メールアドレスに入力間違いや受信制限があると手続きを進めることができません！

団体保険制度お手続きサイト

【本人確認（メールアドレス登録）】

メールアドレスを登録してください。
ご登録いただいたメールアドレス宛に、ログインIDと初期パスワードをお送りします。

メールアドレス

パスワード

ご登録いただいたメールアドレス宛に、ログインIDと初期パスワードをお送りします。

お問い合わせ先
お問い合わせ先
お問い合わせ先

お問い合わせ先
お問い合わせ先
お問い合わせ先

お問い合わせ先
お問い合わせ先
お問い合わせ先

お問い合わせ先
お問い合わせ先
お問い合わせ先

お問い合わせ先
お問い合わせ先
お問い合わせ先

登録したメールアドレス宛に『メールアドレス登録のお知らせ』メールが配信されます。
メールに記載のURLから再ログインのうえお手続きを進めてください。

がん・生活総合補償プラン

WEBによる保険加入手続き方法のご案内方法

新規ご加入、または既にご加入の方で加入内容を変更したい方は、
東京海上日動の専用Webサイト「**e-CHOICE**」にアクセスして手続きをおこなってください。

- ★自動更新の方（既に加入済みの方で加入内容変更なしの方）は、お手続き不要です。
 ※住所や電話番号などで登録内容等に変更がある場合は、お手続きをお願いいたします。
 ※疾病保険関連につきましては、更新時の保険料が年齢等により変更になったり、健康状態や年齢等により保険会社側から加入をお断りすることがあります。
- ★アクセスには社員コード（社員番号）が必要になります。
 ※一部の会社の方は社員番号でログインできない場合があります。その際はお問い合わせください。

お手続きの流れ

新規ご加入の場合

- ①東京海上日動の専用Webサイト
「e-CHOICE」にアクセスします。
- ②「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」
「社員コード」を入力します。

団体保険制度お手続きサイト

アクセスいただきありがとうございます。
お客様のお名前、生年月日等をご入力ください。

お名前

姓

氏名 太郎

フリガナ

姓(フリガナ) 太郎
トウゴウ タロウ

生年月日

昭和

60

年

1

月

1

日

社員コード

1114

◆本システムをご利用される前に

「ご利用規約(本システム利用規約)」、「個人情報保護の取扱い」、「セキュリティについて」を必ずお読みください。
お読みいただいた場合は、「上記の取扱いに同意する」のボタンを押してご承認ください。

◆注意事項

・この保険は、企業または団体に加入されます。その補償対象者は保険の対象となる方(被保険者)とする旨に同意する必要があります。

・ご加入いただいた方とは、ご契約書でも企業または団体の組織員のみになりますのでご注意ください。
・本システムで表示されるもののアプリケーションの中心に「ログイン名表示しない」等のパスワードが要求される場合があります。
・「ログインパスワード」を忘れた場合、お問い合わせください。それによりパスワードが変更される場合があります。
・パスワードを忘れた場合は、必ず「パスワードを忘れた場合」のボタンを押してお問い合わせください。ご利用の請求書には必ず表示されたパスワードがわかる。詳細は「ご利用規約」をご覧ください。

ご確認事項を必ずお読みください。こちらで承認しお申し込みください。 ●

上記のボタンを押すと登録完了

- ③「お手続きはこちらから」をクリックします。

[illegible]

- ④画面に従ってお手続きを行ってください。

既にご加入の方で加入内容を変更したい場合

- ①東京海上日動の専用Webサイト「e-CHOICE」にアクセスします。
- ②「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「社員コード」を入力します。
- ③メールアドレスを登録します。

団体保険制度お手続きガイド

アクセスいただきありがとうございます。
お客様の名前、生年月日等ご入力ください。

お名前

姓 氏 名
姓 名 大 田
姓 名 東 海
姓 名 大 野

フリガナ
氏 名 大 田 大 田
氏 名 東 海 大 野
氏 名 大 野 大 野

〒175-8511 東京都文京区千駄木3-1-1
トカイ 307

生年月日

昭和

-

40

-

年

1

月

1

日

社員カード番号

1114

◆お申し込み内容と入力欄の名称について

「労働組合システム管理画面」の「（個人登録の画面）」、「（セキがかりについて）」をクリックし確認したい事項、間違いの箇所を修正し、「上記の内容を確定する」のボタンをクリックしてご入力ください。

◆ご注意

- ・ご登録時は、企業または団体からご届出いただき、その届出内容等登録の承認と承認（承認済）とする登録が必要です。
- ・ご入力いただいた内容は、ご契約する企業等である労働組合の団員組合員とみなしさせていただきます。
- ・※必ずしも企業等である労働組合の団員組合員でなくても、オゾンが企業員として労働組合の団員組合員とみなされる場合があります。（※オゾンが企業員として登録する場合は必ず「労働組合の団員組合員」として登録してください。）
- ・※必ずしも企業等である労働組合の団員組合員でなくても、オゾンが企業員として労働組合の団員組合員とみなされる場合があります。（※オゾンが企業員として登録する場合は必ず「労働組合の団員組合員」として登録してください。）
- ・※必ずしも企業等である労働組合の団員組合員でなくても、オゾンが企業員として労働組合の団員組合員とみなされる場合があります。（※オゾンが企業員として登録する場合は必ず「労働組合の団員組合員」として登録してください。）

※労働組合の団員組合員でなくても、オゾンが企業員として労働組合の団員組合員とみなされる場合があります。（※オゾンが企業員として登録する場合は必ず「労働組合の団員組合員」として登録してください。）

- ④ID案内メール、パスワード発行メールを受信します。ID案内メールのURLをクリックします。

ID案内メール
 URL: https://...
 ログインID: 〇〇〇

- ⑤お手続きサイトにログインします。パスワード発行メールのパスワードを入力します。

[illegible]

- ⑥「お手続きはこちらから」をクリックします。

[illegible]

- ⑦画面に従ってお手続きを行ってください。

* 画面イメージはPCでお手続きした際の一例であり、実際の画面とは異なる可能性があります。

ドメイン指定(受信拒否設定)を行っている場合は、必ず「@mail-d.tmnf.jp」からのメールを受信可能に設定してください。設定しない場合、パスワードなどのご連絡メールをお届けできない場合があります。

MEMO

介護保険
家族支援共済制度

ライフサポートプラン

共済医療保障プラン

長期所得補償プラン

がん・生活総合補償プラン

申込方法

お 問 合 せ 先

ライフサポートプラン (団体定期保険)	日本生命	団体保険コールセンター（日本生命保険相互会社〈幹事会社〉） 通話料無料 0120-775-229 ●受付期間／2024年10月1日（火）～2024年10月22日（火） ●受付時間／月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日を除く。） ※お問合せの際には、団体名「JTB共済組合」をお知らせください。 ※保険金請求方法に関しては、以下に記載の「事務取扱：東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部」へご確認ください。 ※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。
共済医療保障プラン (団体総合生活補償保険)	あいおいニッセイ 同和損保	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京企業営業第六部 営業第一課 TEL：050-3461-0076 【受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日・12／31～1／3を除く。）】 ※お問合せの際には、団体名「JTB共済組合」をお知らせください。 ※保険金請求方法に関しては、以下に記載の「事務取扱：東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部」へご確認ください。 ※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。
長期所得補償プラン (団体長期障害所得補償保険)		
がん・生活総合 補償プラン (団体総合生活保険)	東京海上日動火災 保険	〔事故時の連絡先〕 東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部 北海道・東北・関東・新潟・山梨にお住まいの方 TEL 0120-981-756 北陸・愛知・三重・岐阜・静岡・長野にお住まいの方 TEL 0120-314-222 関西・中国四国にお住まいの方 TEL 0120-860-283 九州・沖縄にお住まいの方 TEL 0120-721-888 〔営業時間〕9：30～17：00 〔営業日〕平日 月曜～金曜 事故受付センター（東京海上日動安心110番） TEL：0120-720-110（受付時間：24時間365日） 〔事故以外の連絡先〕 東京海上日動火災保険株式会社 航空宇宙・旅行産業部 住所：〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア WEST9F TEL：03-6250-6022（受付時間：平日午前9時～午後5時）

事務取扱

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 JTB営業部

北海道・東北・関東・新潟・山梨にお住まいの方 TEL 0120-981-756
北陸・愛知・三重・岐阜・静岡・長野にお住まいの方 TEL 0120-314-222
関西・中国四国にお住まいの方 TEL 0120-860-283
九州・沖縄にお住まいの方 TEL 0120-721-888

〔営業時間〕9：30～17：00 〔営業日〕平日 月曜～金曜

〔ホームページアドレス〕<https://www.web-tac.co.jp/jtb/>

